

かすみがうら市教育振興基本計画（案）について

I 計画策定の趣旨

令和3年度末をもって、「かすみがうら市教育振興基本計画」（2017年度から2021年度）の計画期間が終了することから、国の第3期「教育振興基本計画」を参酌しつつ、「かすみがうら市教育振興基本計画（2022年度から2026年度）」を策定するものです。

II 計画の位置付け

本計画は教育基本法第17条第2項が規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

III 概要

かすみがうら市の教育の基本理念を筆頭に、学校教育の目標及び生涯学習の目標の下、さらに2つの教育施策の基本方向を掲げました。

(1) 基本理念

ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり

(2) 目標

・学校教育の目標

人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る

・生涯学習の目標

自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する

(3) 教育施策の基本方向

・基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

子どもたち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出し、

様々な課題にチャレンジできる資質・能力の育成

・基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

全ての市民が自分らしい生き方を自ら選択し、

より豊かな人生につなげる学びの充実

本計画はこの2つの基本方向からなる具体的な施策を実行します。具体的計画は現在全48ページにて構成しています。

IV 策定経過

令和2年度

- 1) 令和2年11月11日
第1回教育振興基本計画策定委員会
 - ・計画の策定方針（案）について
 - ・アンケート調査の実施について
 - ・計画策定スケジュールについて

- 2) 令和2年12月1日から20日
アンケート調査の実施

- 3) 令和3年3月2日（火）
第2回教育振興基本計画策定委員会
 - ・アンケート調査結果の報告について
 - ・市の教育の現状の報告について

令和3年度

- 1) 令和3年5月21日
第1回教育振興基本計画ワーキングチーム会議
 - ・計画策定について
 - ・施策の体系見直しについて
 - ・現計画の達成度・新規施策の調査について

- 2) 令和3年5月25日～6月4日
現計画の達成度・新規施策の調査実施

- 3) 令和3年6月28日
第3回教育振興基本計画策定委員会
 - ・教育課題のまとめについて
 - ・教育施策の大綱（案）について

- 4) 令和3年9月22日～27日
第2回教育振興基本計画ワーキングチーム会議
（オンライン打ち合わせに変更）
 - ・基本計画（案）の検討

- 5) 令和3年10月20日
第4回教育振興基本計画策定委員会
 - ・教育振興基本計画（素案）

V 意見公募手続の実施

(1) 意見公募の期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月5日（水）

16日間（2週間超）

※予告は令和3年12月5日より広報誌お知らせ版及び市HPにて

(2) 計画案の公表

市HP掲載及び閲覧場所（学校教育課・総務課・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所）

(3) その他

市議会議員へは予告前に文教厚生委員会及び市議会全員協議会にて説明予定

VI 意見公募手続終了後の予定

策定委員会を開催（令和4年1月下旬）

定例教育委員会へ議案提出（令和4年1月定例会）

総合教育会議にて協議（令和4年1月）

市議会全員協議会にて報告（令和4年2月）

かすみがうら市教育振興基本計画（案）

概要版

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度

令和4年●月

かすみがうら市教育委員会

■計画の策定方針

計画策定の趣旨

本市では、平成29年度策定の「かすみがうら市教育振興基本計画〔2017(平成29)年度～2021(令和3)年度〕」において、「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」をかすみがうら市教育の基本理念とし、子どもから大人までのすべての市民に学びの機会を提供し、学びの成果を地域に活かすことを目指して、本市の学校教育、生涯学習の施策を展開してまいりました。

この度、現計画の計画期間が終了することから、「かすみがうら市教育振興基本計画〔2022(令和4)年度～2026(令和8)年度〕」を策定するものとします。

計画の位置づけ

本計画は教育基本法第17条第2項が規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「教育振興基本計画」(計画期間2018～2022年度)及び「いばらき教育プラン」(現計画は2021年度で終了、次期プランは策定中 計画期間2022～2026年度)を踏まえるとともに、「第2次かすみがうら市総合計画」(計画期間2017～2026年度)を上位計画として、本市の教育振興のため基本的な施策を定めるものです。

計画期間

本計画の計画期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。

策定方針

- 子どもから大人まですべての市民を対象とし、学校教育、生涯学習、スポーツ振興など、かすみがうら市の教育全般を包括する総合的な計画とします。
- グローバル化の進展、IoTやビッグデータ、AIなど技術革新による超スマート社会(Society5.0)の到来や国際的な目標SDGsの実現など、新たな時代潮流、国が示す最新の動向を踏まえるものとします。
- 市の上位計画である総合計画などとの整合を図ります。
- 計画の実行性を可視化するため、政策的指標の設定を検討するとともに、進行管理を着実に実施するため施策・事業の年次評価を実施するなど、PDCAサイクルの確立を図ります。
- 郷土への誇り、愛する心の醸成など、教育は地域、市民とともに育むものであるとの観点から、市民参加による計画の推進を目指します。

■教育の基本理念

かすみがうら市教育の基本理念

ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとつづくり

学校教育の目標

人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る

かすみがうら市の学校教育は、これまで、思考力・判断力・表現力を身につけ、これからの社会をよりよく生きる力、みんなが手を取りあいともに健やかに生きる力の育成を大切に、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康や体力の向上、そして郷土を愛する心を大切に、児童生徒の育成を図ってきました。

しかしながら、社会背景をみると、新型コロナウイルスなど先行きの不透明感が強まる中、時代はSociety5.0により大きな変革を迎えている状況です。

また、国際的に取組が進められているSDGs(持続可能な開発目標)の「目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」を実現させるためには、教育において市が果たすべき役割は非常に大きいものがあり、行政の教育施策の取組がきわめて重要となります。

学校教育においては、このような状況を前向きに受け止め、子ども一人一人の個を尊重し、誰一人取り残さない、多様な生き方を大切にする教育の推進を目指すとともに、ICT教育を加速化させ、学校全体でデジタル化を目指していきます。

さらには、感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する学校教育、絶えず変化していく社会構造の変化に対応できる、持続可能で魅力ある教育を目指していきます。

そして、これまで進めてきた、郷土を愛し、知・徳・体を一体で育むかすみがうら市の学校教育を推進していきます。



子どもから大人まで、すべての市民がかすみがうら市でともに育ち、磨き、学ぶ。
そして、学びの成果を自身や地域に活かすことにより、
地域に誇りを持って、市民一人一人が豊かに生きる姿を目指します。

生涯学習の目標

自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する

かすみがうら市では、「育む」、「高める」、「伝える」を生涯学習の視点として、青少年の未来を育み、市民の学びを高め、歴史・文化を伝える取組を推進しています。

人々の健康寿命が延び、人生100年時代といわれる中、「教育－仕事－引退」という3ステージの人生から、より多様で豊かなマルチステージの人生へと生き方・暮らし方が変化してきています。また、新型コロナウイルス感染症拡大や近年の大規模な自然災害の多発など、命を守り、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

生涯学習においては、新しい時代の学びとして、多様な世代の人々がつながり、ともに学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることを期待されています。また、学びを通じて「命を守る」生涯学習の視点も重要です。

これらの取組を推進することにより、SDGsの目標4に掲げられた社会の実現を目指します。

かすみがうら市が持つ豊かな自然とその中で育まれた歴史・文化、地域コミュニティを活かし、市民一人一人が、生きがいや仲間を見つけ、地域の多様な人々とともに学び合い、自らも学び続けることで、豊かで輝く人生を実現できるよう、かすみがうら市の生涯学習を推進していきます。



基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

■かすみがうら市の特色ある教育

(1)かすみがうら市教育振興基本計画の推進	かすみがうら市教育の基本理念の周知を図り、教育振興基本計画を推進します。
(2)地域に根ざした小中一貫教育の推進	中学校区ごとに「小中一貫教育グランドデザイン」を設け、小学校から中学校への円滑な教育継続を目指し、小中一貫教育を推進します。
(3)地域の特性を活かした教育	地域の歴史や文化、産業、自然環境などを活かした体験活動や職場見学・職場体験など、本市独自の郷土教育やキャリア教育を推進します。

■確かな学力の定着

(1)幼児教育から学校教育への接続	幼児期における教育の質の向上を推進し、市内幼児教育施設と小学校が連携し、一貫性・継続性のある教育を行うことで、幼児期から小学校へと円滑な接続を図ります。
(2)基礎学力の定着	学年・学校段階の接続を図り、学び直しや補充的・発展的な学習など、個に応じたきめ細かな学習指導に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

■心と体の育成

(1)豊かな心の育成	児童生徒の道徳教育、人権教育、読書活動などを推進し、規範意識の醸成、命を尊ぶ心や他者への思いやりなど、豊かな心を育むとともに、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めます。
(2)健康の増進や体力の向上	児童生徒が楽しくスポーツを行うことで、体力の維持・向上を図るとともに、健康に関する教育や食育を通して、正しい知識の習得や健康の保持増進を図ります。
(3)生徒指導の充実	児童生徒一人一人の状況に対応した相談体制の充実を図るとともに、いじめ問題や児童生徒の問題行動に対しては、組織的に対応し、未然防止及び早期発見、早期解決に努めます。

子どもたち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出し、様々な課題にチャレンジできる資質・能力の育成

■時代の変化に対応した教育の推進

(1)ICT を活用した学びの充実	全児童生徒に整備した 1 人 1 台端末の活用を促進し、プログラミング教育などを通じて論理的思考力や情報活用能力の育成強化を図るとともに、自宅学習にも対応できる仕組みを整備していきます。
(2)国際性豊かな人材育成	外国語指導助手(ALT)の計画的な配置対応を推進し、日常的に音声や基本的な表現に慣れ親しめるよう ICT の活用を図るなど、グローバル化に対応した人材育成を図ります。
(3)特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童生徒の障害の特性に応じて、支援員の配置や連続性のある多様な学びの場(通級・特別支援学級等)を提供するなど、様々なサポート支援を図ります。

■教育環境の整備

(1)教職員の資質向上	デジタル教科書の導入による ICT 活用などを含め、新たな教育内容・教育課題に対応する教職員育成や各種研修の充実化を図るとともに、効果的教育活動を目指した働き方改革を推進します。
(2)教育を支える環境整備	小中学校施設長寿命化計画を基に改修・建替えの検討を進めるとともに、学校適正規模・適正配置により公平性のある教育環境の整備を図ります。
(3)学校生活の安全確保	児童生徒の登下校時の安全確保に努めるとともに、学校統合により遠方化した地域にはスクールバスを運行します。防犯教室や避難訓練など、校内の防犯・防災教育や環境整備を図ります。

■学校・地域・家庭との連携協力

(1)開かれた学校づくり	学校がより身近に感じられるよう学校ホームページによる情報発信に努めるなど、家庭・地域が協働する地域に開かれた学校を目指します。
(2)地域で子どもを育む環境づくり	子どもたちのために地域住民が取り組む放課後及び土曜日の学習支援や体験教室などのボランティア活動を支援します。地域と連携して登下校中の児童生徒の安全確保等を図ります。
(3)家庭の教育力の向上	子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育環境は多様化しており、児童生徒の保護者と幼児教育施設を対象に、研修会や親子教室等を実施しながら、保護者への家庭教育を支援します。

基本方向 2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

■青少年の健全育成

(1)青少年健全育成活動の推進	学校・地域・家庭が連携し青少年育成かすみがうら市民会議を支援し、青少年が多様な活動や交流に参加できる環境づくりを促進するとともに、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。
(2)青少年の健全育成と体制の整備	青少年相談員が中心となって青少年の最新情報を把握しながら、変化する社会情勢に対応した予防・対策に努め、各種団体等と連携協力し、青少年の健全育成に向けた体制の整備を推進します。
(3)地域の担い手の育成	高校生会から二十歳の集い実行委員会への入会を働きかけて参加する若者を増やし、地域での安定的な活動を支援していきます。

■生涯学習の充実

(1)推進体制の確立	市民が自己を磨き豊かで充実した人生が送れるよう、自ら生涯にわたっていつでも学び、その成果が活かせる社会の実現を目指します。
(2)学習機会の提供と生涯学習団体への支援	市民のライフステージに応じた多様で多彩な生涯学習機会を提供するとともに、自主的な文化活動を展開する団体を支援し、その成果を発表する機会を提供します。
(3)施設の整備と学習環境の充実	公民館施設の継続的な維持管理に努め、公民館講座の充実や、図書館サービスの向上を図り、市民の生涯学習活動を支えます。
(4)情報の提供	市民が自らのテーマやライフスタイルに応じて、自ら学ぶ生涯学習を実践することを促進するための支援人材を発掘し、またあらゆる媒体を活用して幅広い情報提供を行います。
(5)市民協働型の地域コミュニティ活動	参加するだけでなく、地域住民が自ら企画した事業を行政と協働で展開するなど、中学校区ごとの地区公民館活動の活性化を図り、地域住民のつながりを広げていきます。

全ての市民が自分らしい生き方を自ら選択し、より豊かな人生につなげる学びの充実

■スポーツ・レクリエーション活動の振興

(1)活動の推進	誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の提供やイベント、スポーツ教室などを開催し、市民がスポーツのある生活を送れるような体制・システムづくりを推進します。
(2)施設の利用促進	社会体育施設の維持管理に努めるとともに、オンライン予約システムなど施設利用の利便性の向上を図ります。
(3)団体の育成	スポーツ少年団や体育協会加盟団体などの活動を支援するとともに、指導者の育成やスポーツボランティアの養成と活用に努めます。

■地域文化の継承と創造

(1)文化財などの継承と保護、活用	文化財の保護、保存、活用や歴史博物館と富士見塚古墳公園及び展示館の魅力ある事業展開に努めます。筑波山地域ジオパーク事業については、ジオサイトの保全とともに観光資源としても活用します。
(2)ふるさと教育の推進	子どもから大人まで多くの市民に、郷土に誇りと愛着を持ってもらえるよう、講座や体験教室等、多様なふるさと教育を推進します。
(3)芸術・文化活動の推進	文化活動団体の活動内容等の情報を積極的に発信するとともに、市民自らが芸術・文化を体験・鑑賞する機会を創出する取り組みを推進します。

■ 施策の体系

基本方向	基本施策	具体的施策
1 全ての子どもたちの学びの充実	1 かすみがうら市の特色ある教育	(1) かすみがうら市教育振興基本計画の推進
		(2) 地域に根ざした小中一貫教育の推進
		(3) 地域の特性を活かした教育
	2 確かな学力の定着	(1) 幼児教育から学校教育への接続
		(2) 基礎学力の定着
	3 心と体の育成	(1) 豊かな心の育成
		(2) 健康の増進や体力の向上
		(3) 生徒指導の充実
	4 時代の変化に対応した教育の推進	(1) ICTを活用した学びの充実
		(2) 国際性豊かな人材育成
		(3) 特別支援教育の充実
	5 教育環境の整備	(1) 教職員の資質向上
		(2) 教育を支える環境整備
		(3) 学校生活の安全確保
	6 学校・地域・家庭との連携協力	(1) 開かれた学校づくり
		(2) 地域で子どもを育む環境づくり
		(3) 家庭の教育力の向上
	2 生涯を通じた学びやスポーツの充実	1 青少年の健全育成
(2) 青少年の健全育成と体制の整備		
(3) 地域の担い手の育成		
2 生涯学習の充実		(1) 推進体制の確立
		(2) 学習機会の提供と生涯学習団体への支援
		(3) 施設の整備と学習環境の充実
		(4) 情報の提供
		(5) 市民協働型の地域コミュニティ活動
3 スポーツ・レクリエーション活動の振興		(1) 活動の推進
		(2) 施設の利用促進
		(3) 団体の育成
4 地域文化の継承と創造		(1) 文化財などの継承と保護、活用
		(2) ふるさと教育の推進
		(3) 芸術・文化活動の推進

かすみがうら市教育振興基本計画(案)

2022年度～2026年度

令和4年●月

かすみがうら市教育委員会

I	計画の策定方針	
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	2
4.	策定体制	3
5.	策定方針	3
II	かすみがうら市の教育の現状	
1.	市の概況	6
	■かすみがうら市の人口に関するデータ	6
	■かすみがうら市の学校教育に関するデータ	8
	■かすみがうら市の青少年健全育成に関するデータ	11
	■かすみがうら市の生涯学習に関するデータ	13
	■かすみがうら市のスポーツ振興に関するデータ	18
	■かすみがうら市の地域文化に関するデータ	21
2.	市の教育を取り巻く現況	23
	■上位・関連計画	23
	■教育をめぐる国の動き	26
III	教育施策の大綱	
1.	教育の基本理念	32
2.	教育施策の基本方向	34
3.	施策の体系	36
IV	基本計画	
	基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実	38
	1 かすみがうら市の特色ある教育	38
	2 確かな学力の定着	42
	3 心と体の育成	46
	4 時代の変化に対応した教育の推進	52
	5 教育環境の整備	56
	6 学校・地域・家庭との連携協力	60
	基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実	64
	1 青少年の健全育成	64
	2 生涯学習の充実	70
	3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	76
	4 地域文化の継承と創造	80

かすみがうら市
教育振興基本計画

I 計画の 策定方針

I 計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

平成 17 年「かすみがうら市」が誕生してから、教育分野においては「豊かな学びと創造のまちづくり」の実現に向けて施策の展開を図ってきました。平成29年度に策定した「かすみがうら市教育振興基本計画」においては、「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」をかすみがうら市教育の基本理念とし、子どもから大人までのすべての市民に学びの機会を提供し、学びの成果を地域に活かすことを目指して、本市の学校教育、生涯学習の施策を展開してまいりました。

この度、令和3年度末をもって、「かすみがうら市教育振興基本計画」(2017～2021年度)の計画期間が終了することから、国の第3期「教育振興基本計画」を参酌しつつ、「かすみがうら市教育振興基本計画(2022～2026年度)」を策定するものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は教育基本法第 17 条第2項が規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「教育振興基本計画」(計画期間2018～2022年度)及び「いばらき教育プラン」(現計画は2021年度で終了、次期プランは策定中 計画期間2022～2026年度)を踏まえるとともに、「第2次かすみがうら市総合計画」(計画期間2017～2026年度)を上位計画として、本市の教育振興のため基本的な施策を定めるものです。

3. 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間(2022～2026年度)

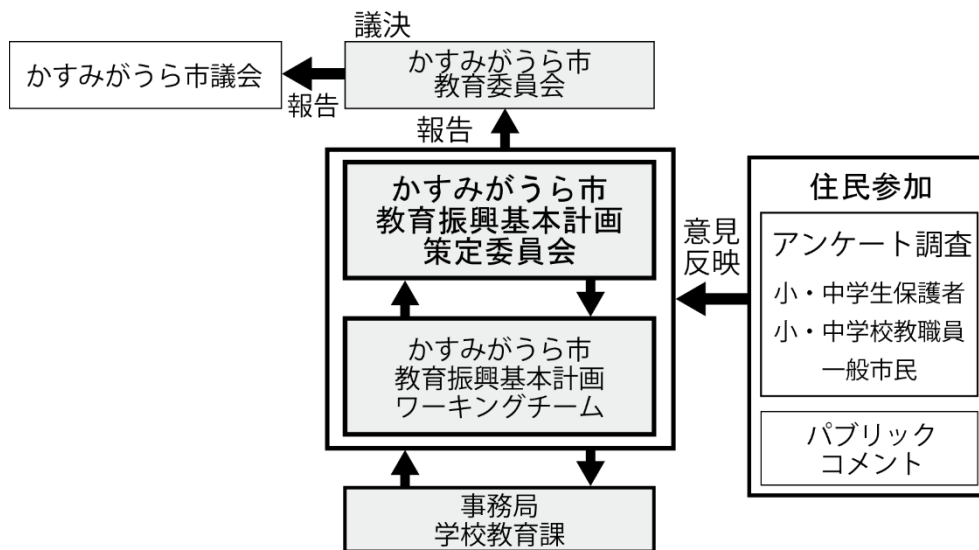
	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
国 教育振興基本計画	第3期計画		第4期計画		
県 いばらき教育プラン	(R3年度次期プラン策定中)				
第4期 かすみがうら市 教育振興基本計画	計画期間				
第2次 かすみがうら市 総合計画	計画期間 (後期基本計画)				

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、「かすみがうら市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、基本計画の策定に関する調査・研究及び基本計画策定に必要な事項について審議検討を行います。

また、基本計画の策定に必要な調査及び検討資料作成のため、下部組織として「かすみがうら市教育振興基本計画ワーキングチーム」を設置します。

さらに、住民の意見を広く聴取し計画に反映するため、小・中学生の保護者、小・中学校教職員、一般市民を対象に意識調査を実施するとともに、パブリックコメントによる意見聴取を行います。



5. 策定方針

- 子どもから大人まですべての市民を対象とし、学校教育、生涯学習、スポーツ振興など、かすみがうら市の教育全般を包括する総合的な計画とします。
- グローバル化の進展、IoTやビッグデータ、AIなど技術革新による超スマート社会(Society5.0)の到来や国際的な目標 SDGsの実現など、新たな時代潮流、国が示す最新の動向を踏まえるものとします。
- 市の上位計画である総合計画などとの整合を図ります。
- 計画の実行性を可視化するため、政策的指標の設定を検討するとともに、進行管理を着実に実施するため施策・事業の年次評価を実施するなど、PDCAサイクルの確立を図ります。
- 郷土への誇り、愛する心の醸成など、教育は地域、市民とともに育むものであるとの観点から、市民参画による計画の推進を目指します。

かすみがうら市
教育振興基本計画

Ⅱ かすみがうら市の 教育の現状

II かすみがうら市の教育の現状

1. 市の概況

■かすみがうら市の人口に関するデータ

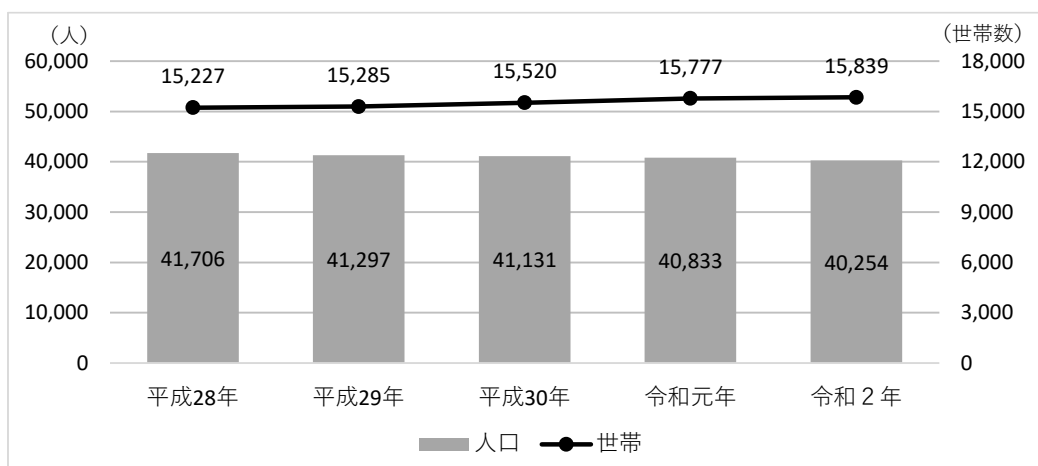
【人口・世帯】

本市の人口は、平成28年以降大変緩やかではありますが減少傾向で推移しており、令和2年10月1日現在では40,254人となっています。

一方で、世帯数は平成27年以降増加傾向で推移しており、一世帯当たり人員は年々減少しています。

○人口と世帯の推移(人・世帯)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人口総数	41,706	41,297	41,131	40,833	40,254
世帯数	15,227	15,285	15,520	15,777	15,839
一世帯当たり人員	2.74	2.70	2.65	2.59	2.54



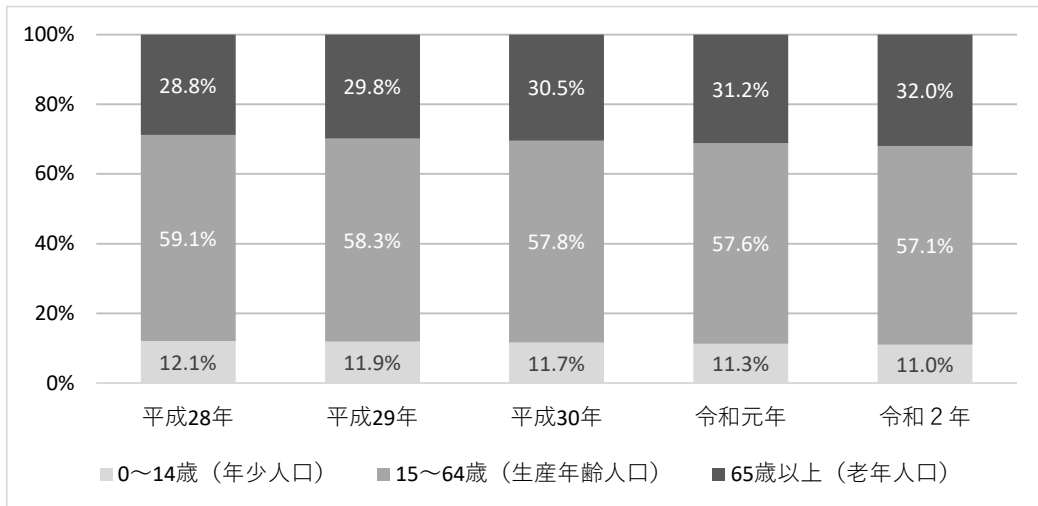
資料：茨城県常住人口調査結果報告書(各年10月1日現在)

【年齢3区分人口】

本市の年齢3区分人口は、平成28年以降、0～14歳の年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しており、緩やかに少子高齢化が進行しています。

○年齢3区分人口割合の推移(%)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
0～14歳(年少人口)	12.1%	11.9%	11.7%	11.3%	11.0%
15～64歳(生産年齢人口)	59.1%	58.3%	57.8%	57.6%	57.1%
65歳以上(老年人口)	28.8%	29.8%	30.5%	31.2%	32.0%



資料：茨城県の年齢別人口(常住人口調査結果)四半期報(各年10月1日現在)

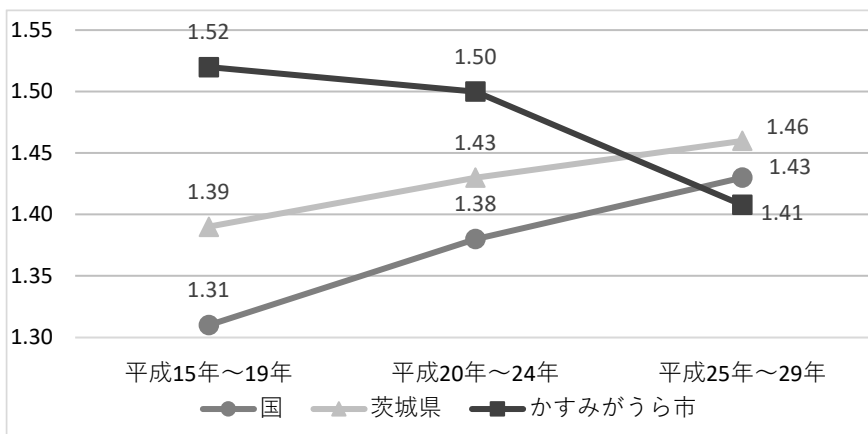
※年齢不詳は除く

【合計特殊出生率 バイズ推定値】

本市の合計特殊出生率は減少傾向で推移しています。平成15年～19年、平成20年～24年では国、茨城県と比べ高い出生率を示していましたが、直近の平成25年～29年では国、茨城県よりも低くなっており、少子化の加速が懸念されます。

○合計特殊出生率(バイズ推定値)の推移

	平成15年～19年	平成20年～24年	平成25年～29年
国	1.31	1.38	1.43
茨城県	1.39	1.43	1.46
かすみがうら市	1.52	1.50	1.41



合計特殊出生率

人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向を見るときに主要な指標となっています。

市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、バイズ統計による推定の適用を行って算出しています。

資料：人口動態統計(人口動態保健所・市区町村別統計)

■かすみがうら市の学校教育に関するデータ

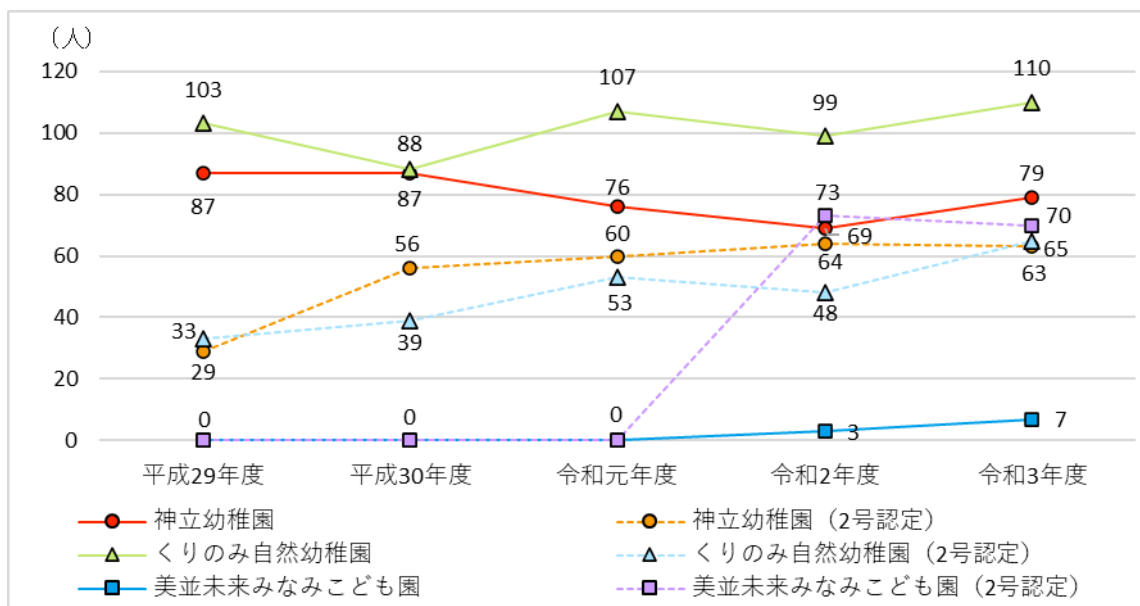
【幼児教育】

市内には認定こども園が3園あり、神立幼稚園とくりのみ自然幼稚園の2園は平成27年度に幼稚園から認定こども園に移行、美並未来みなみこども園は令和2年度に保育園から認定こども園に移行して運営しています。

市全体の園児数は毎年微増で推移していましたが、令和2年度から認定こども園が1園増えたことにより、園児数が大きく増加しています。

○幼稚園・認定こども園の園児数の推移(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
神立幼稚園	87	87	76	69	79
神立幼稚園(2号認定)	29	56	60	64	63
くりのみ自然幼稚園	103	88	107	99	110
くりのみ自然幼稚園(2号認定)	33	39	53	48	65
美並未来みなみこども園	-	-	-	3	7
美並未来みなみこども園(2号認定)	-	-	-	73	70
園児合計	252	270	296	356	394



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

※美並未来みなみこども園は令和2年度より認定こども園として運営

【小学校の状況】

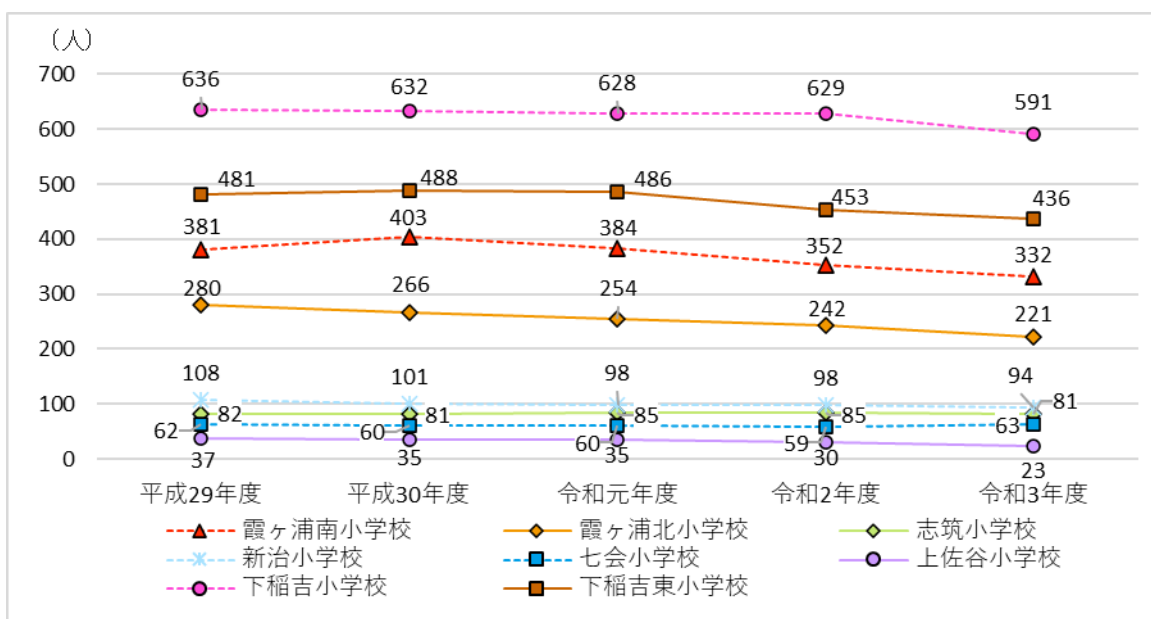
公立小学校は、平成28年4月に霞ヶ浦南小学校(下大津、美並、牛渡、宍倉の4つの小学校が統合)と霞ヶ浦北小学校(佐賀、安飾、志士庫の3つの小学校が統合)の2つの統合校が開校し、現在8校となっています。ほかに私立小中一貫校が1校あります。

公立小学校全体の児童数は減少傾向で、令和2年度以降は2,000人を下回っています。令和3年度の児童数で前年と比べ増加した学校は七会小学校の4人増のみとなっています。

令和3年度の各小学校の児童数とクラス数を見ると、志筑小学校、新治小学校は各学年1クラスとなっています。七会小学校は4年・5年生が複式学級となっています。また、上佐谷小学校は、1年・2年生、3年・4年生、5年・6年生が複式学級となり、学校全体で3クラスとなっています。

○小学校の児童数の推移(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
霞ヶ浦南小学校	381	403	384	352	332
霞ヶ浦北小学校	280	266	254	242	221
志筑小学校	82	81	85	85	81
新治小学校	108	101	98	98	94
七会小学校	62	60	60	59	63
上佐谷小学校	37	35	35	30	23
下稲吉小学校	636	632	628	629	591
下稲吉東小学校	481	488	486	453	436
計	2,067	2,066	2,030	1,948	1,841



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

○令和3年度 各小学校の児童数とクラス数(人・クラス)

小学校		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援
		児童数	43	58	47	74	53		
霞ヶ浦南小学校	クラス数	2	2	2	2	2	2		
	児童数	24	38	36	31	50	42	221	3
霞ヶ浦北小学校	クラス数	1	2	1	1	2	2		
	児童数	11	16	18	13	14	9	81	1
志筑小学校	クラス数	1	1	1	1	1	1		
	児童数	12	20	13	9	23	17	94	1
新治小学校	クラス数	1	1	1	1	1	1		
	児童数	16	9	15	6	9	8	63	1
七会小学校	クラス数	1	1	1	1(複式)		1		
	児童数	1	4	3	5	6	4	23	0
上佐谷小学校	クラス数	1(複式)		1(複式)		1(複式)			
	児童数	92	92	98	95	108	106	591	9
下稲吉小学校	クラス数	3	3	3	3	3	3		
	児童数	62	69	76	68	79	82	436	5
下稲吉東小学校	クラス数	2	2	2	2	2	2		
	児童数合計	261	306	306	301	342	325	1,841	

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

【中学校の状況】

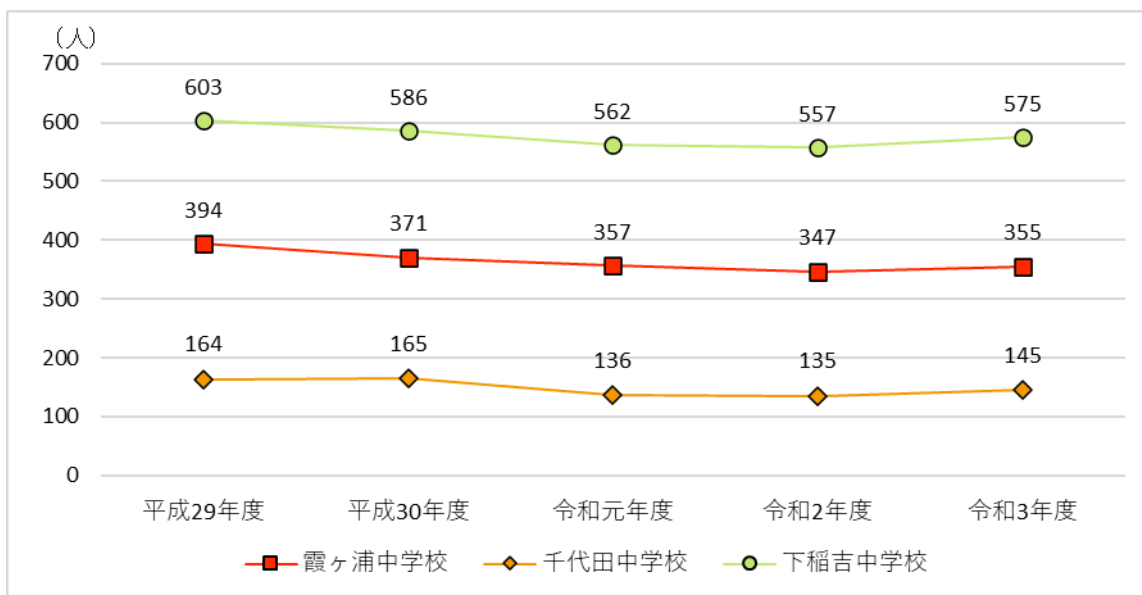
公立中学校は3校あります。また、私立の小中一貫校があります。

公立中学校全体の生徒数は減少傾向にありましたが、令和3年度は1,075人と微増しています。

令和3年度の各中学校の生徒数とクラス数を見ると、霞ヶ浦中学校と下稲吉中学校は各学年のクラス数が3～6クラスとなっています。千代田中学校は1年生と2年生は2クラスですが、3年生は1クラスとなっており、望ましい適正規模である全ての教科の担任が配置できる基準(9クラス以上)には至っていません。

○中学校の生徒数の推移(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
霞ヶ浦中学校	394	371	357	347	355
千代田中学校	164	165	136	135	145
下稲吉中学校	603	586	562	557	575
計	1,161	1,122	1,055	1,039	1,075



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

○令和3年度 各中学校の生徒数とクラス数(人・クラス)

		1年生	2年生	3年生	合計	特別支援
		生徒数	104	134	117	355
霞ヶ浦中学校	クラス数	3	4	4		3
	生徒数	52	53	40	145	
千代田中学校	クラス数	2	2	1		2
	生徒数	196	188	191	575	
下稲吉中学校	クラス数	6	6	6		6
	生徒数合計	352	375	348	1,075	

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

■かすみがうら市の青少年健全育成に関するデータ

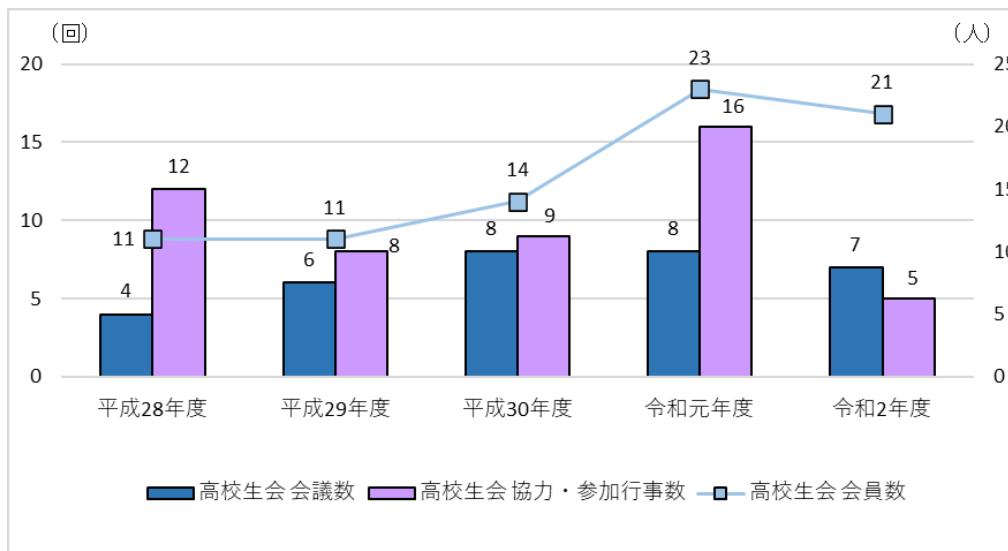
【青少年の活動】

小・中学校卒業後の青少年の活動として、高校生会、成人式実行委員会があります。高校生会の会員数は令和元年度までは増加傾向で23人まで増加し、令和2年度も21人となっています。成人式実行委員会の会員数は大きな変動はありません。

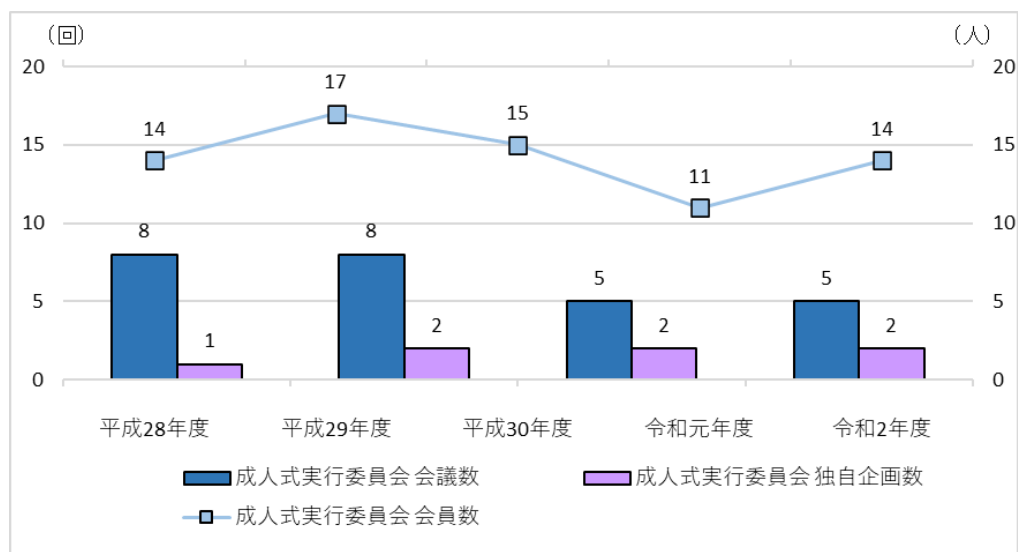
○高校生会・成人式実行委員会の活動の推移(人・回)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高校生会	会員数	11	11	14	23	21
	会議数	4	6	8	8	7
	協力・参加行事数	12	8	9	16	5
成人式実行委員会	会員数	14	17	15	11	14
	会議数	8	8	5	5	3
	独自企画数	1	2	2	2	1

▶高校生会の活動の推移



▶成人式実行委員会の活動の推移



資料:かすみがうら市生涯学習課

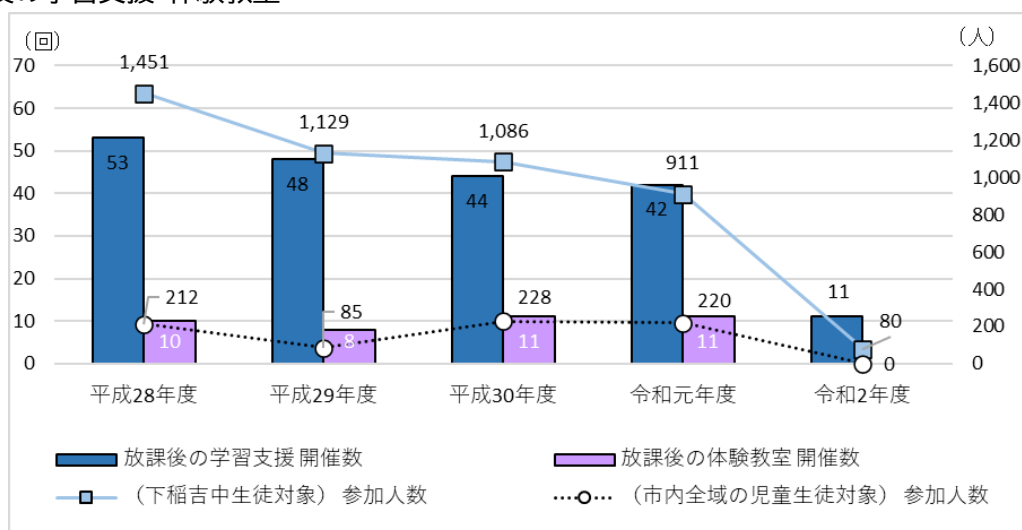
【学校・地域・家庭の連携】

学校・地域・家庭の連携協力事業として、下稲吉中学生対象の放課後の学習支援、市の児童生徒を対象にした放課後の体験教室、また、下稲吉中学校区と霞ヶ浦中学校区の児童生徒対象に土曜日の学習支援を実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催数、参加人数ともに大きく減少しています。

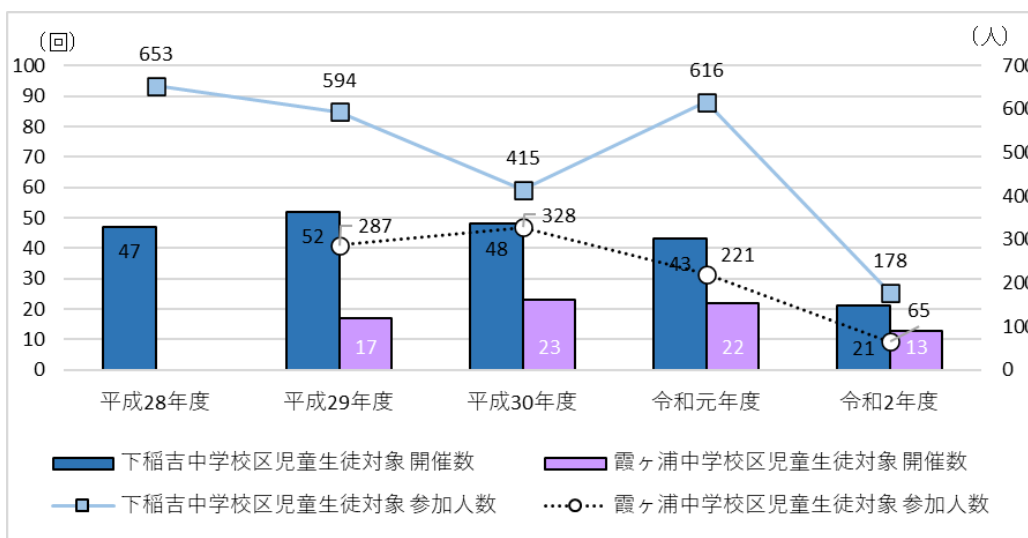
○学校・地域・家庭の連携協力事業(回・延べ人数)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後の学習支援 (下稲吉中学生対象)	開催数	53	48	44	42	11
	参加人数	1,451	1,129	1,086	911	80
放課後の体験教室 (市内全域の児童生徒対象)	開催数	10	8	11	11	0
	参加人数	212	85	228	220	0
土曜日の学習支援						
下稲吉中学校区児童生徒対象	開催数	47	52	48	43	21
	参加人数	653	594	415	616	178
霞ヶ浦中学校区児童生徒対象	開催数		17	23	22	13
	参加人数		287	328	221	65

▶放課後の学習支援・体験教室



▶土曜日の学習支援



資料:かすみがうら市生涯学習課

■かすみがうら市の生涯学習に関するデータ

【公民館】

公民館は霞ヶ浦公民館と千代田公民館の2館となっています。

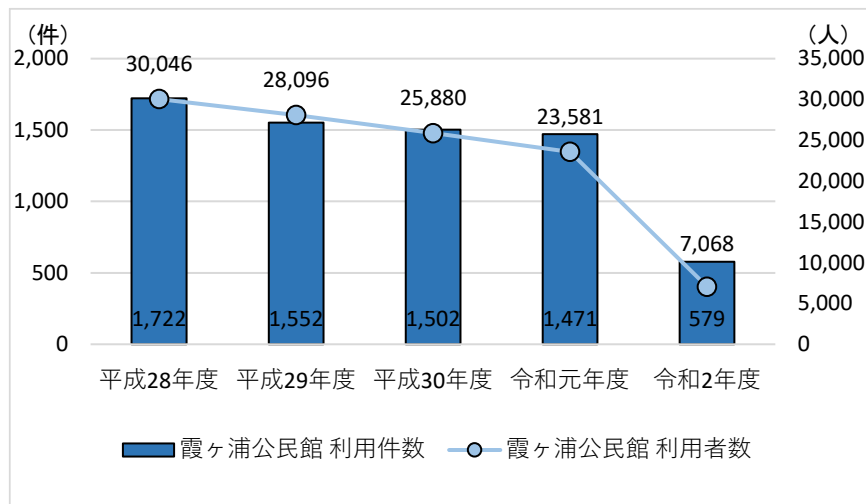
公民館の利用状況の推移を見ると、霞ヶ浦公民館は利用者数、利用件数ともに減少傾向です。千代田公民館は平成30年度までは利用者数が増加しています。

どちらの公民館も、令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、開館が制限されたことにより利用者数、利用件数ともに減少しています。

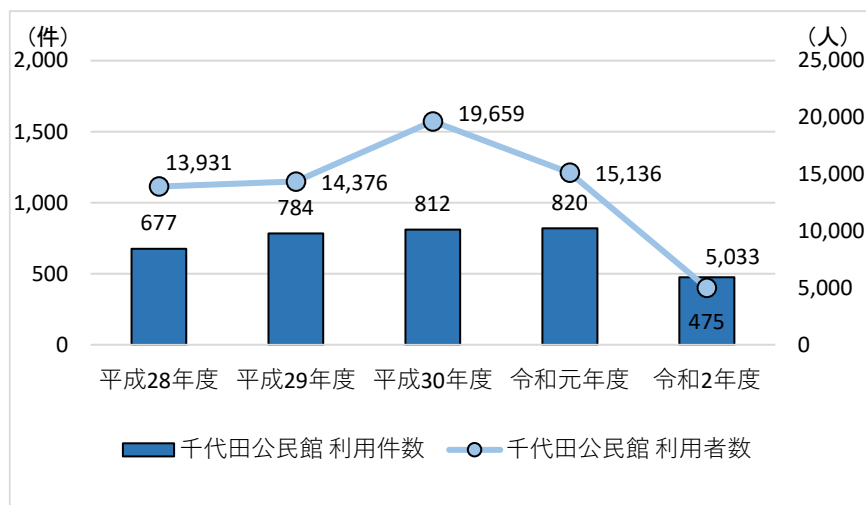
○公民館の利用状況の推移(延べ人数・件数)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
霞ヶ浦公民館	利用者数	30,046	28,096	25,880	23,581	7,068
	利用件数	1,722	1,552	1,502	1,471	579
千代田公民館	利用者数	13,931	14,376	19,659	15,136	5,033
	利用件数	677	784	812	820	475

▶霞ヶ浦公民館



▶千代田公民館



資料:かすみがうら市生涯学習課

【地区公民館】

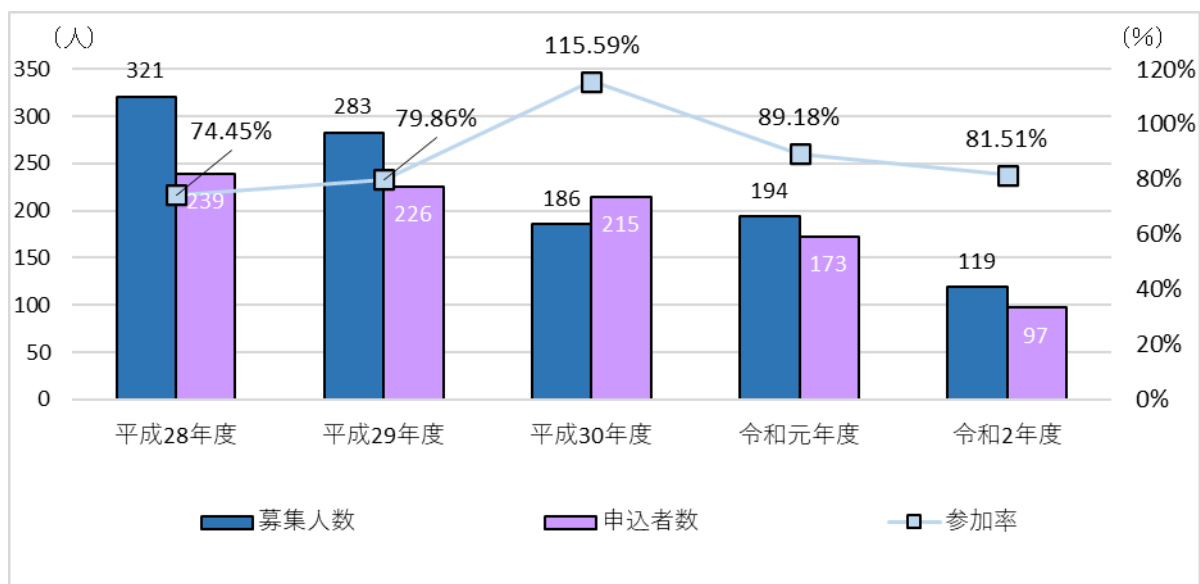
本市では中学校区ごとの地区公民館組織を編成し、地域活動の活性化を図っています。霞ヶ浦公民館は霞ヶ浦中地区公民館、千代田公民館は千代田中地区公民館に位置づけられましたが、下稲吉中地区公民館は現時点で施設の位置づけがなく、施設配置の検討が必要となっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、各地区公民館ともに講座数が減少しています。

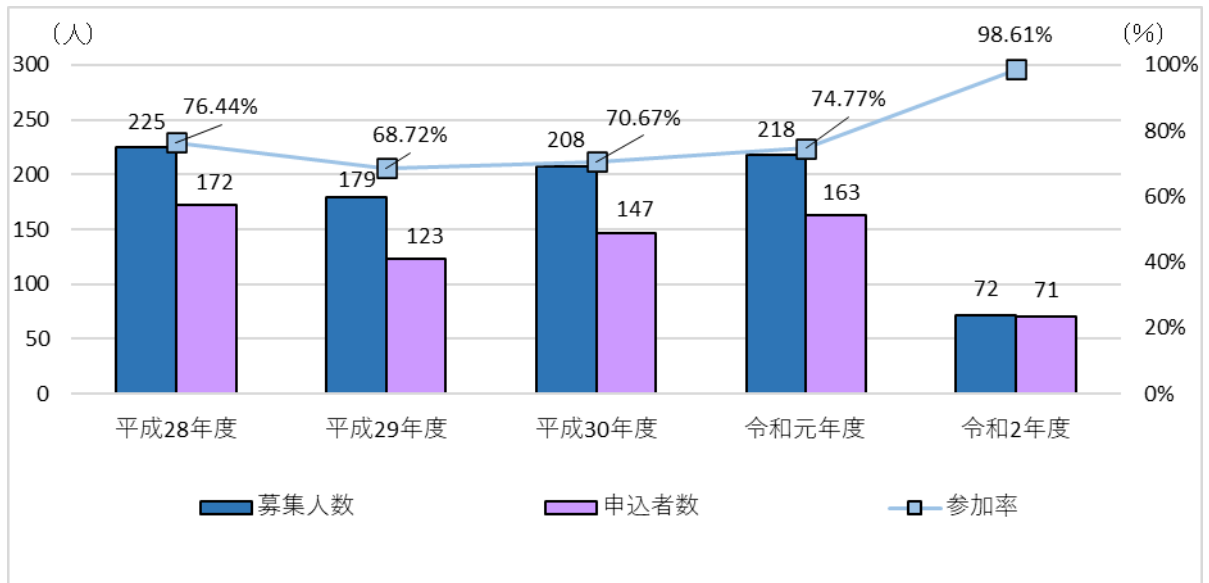
○地区公民館の状況の推移(講座数・人数)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
霞ヶ浦中地区公民館	講座数	15	18	16	15	7
	募集人数	321	283	186	194	119
	申込者数	239	226	215	173	97
	参加率	74.45%	79.86%	115.59%	89.18%	81.51%
千代田中地区公民館	講座数	13	11	12	13	5
	募集人数	225	179	208	218	72
	申込者数	172	123	147	163	71
	参加率	76.44%	68.72%	70.67%	74.77%	98.61%
下稲吉中地区公民館	講座数	12	9	11	12	6
	募集人数	165	136	170	183	68
	申込者数	99	93	105	167	80
	参加率	60.00%	68.38%	61.76%	91.26%	117.65%

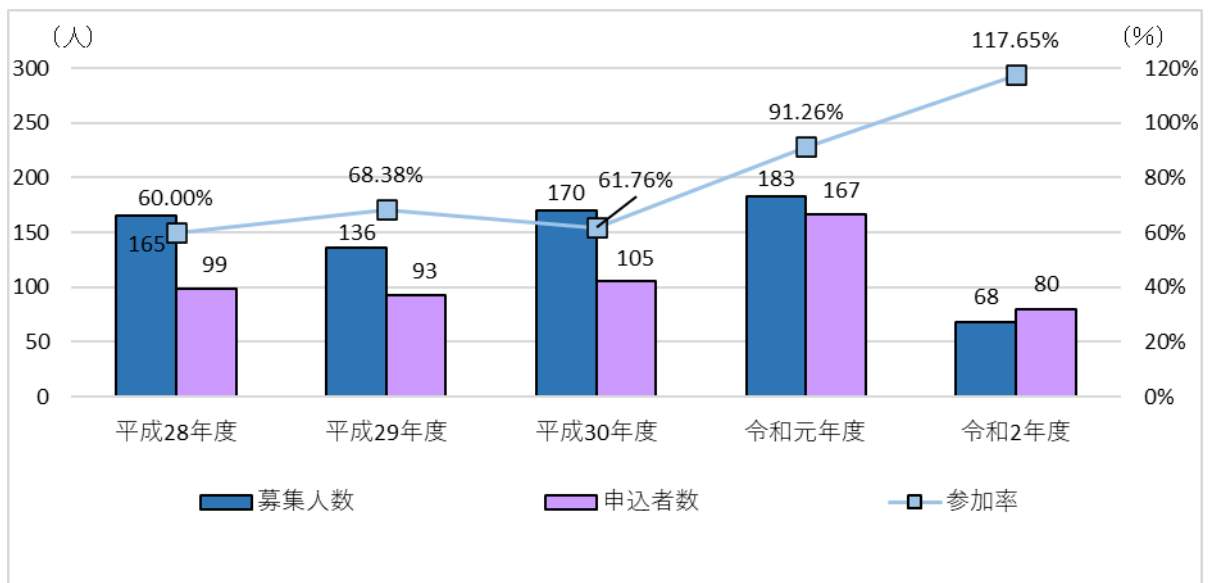
▶霞ヶ浦中地区公民館(講座の申込状況・参加率)



▶千代田中地区公民館(講座の申込状況・参加率)



▶下稻吉中地区公民館(講座の申込状況・参加率)



資料:かすみがうら市生涯学習課

【図書館】

図書館は、本館(あじさい館内)と分館(千代田公民館内)があります。

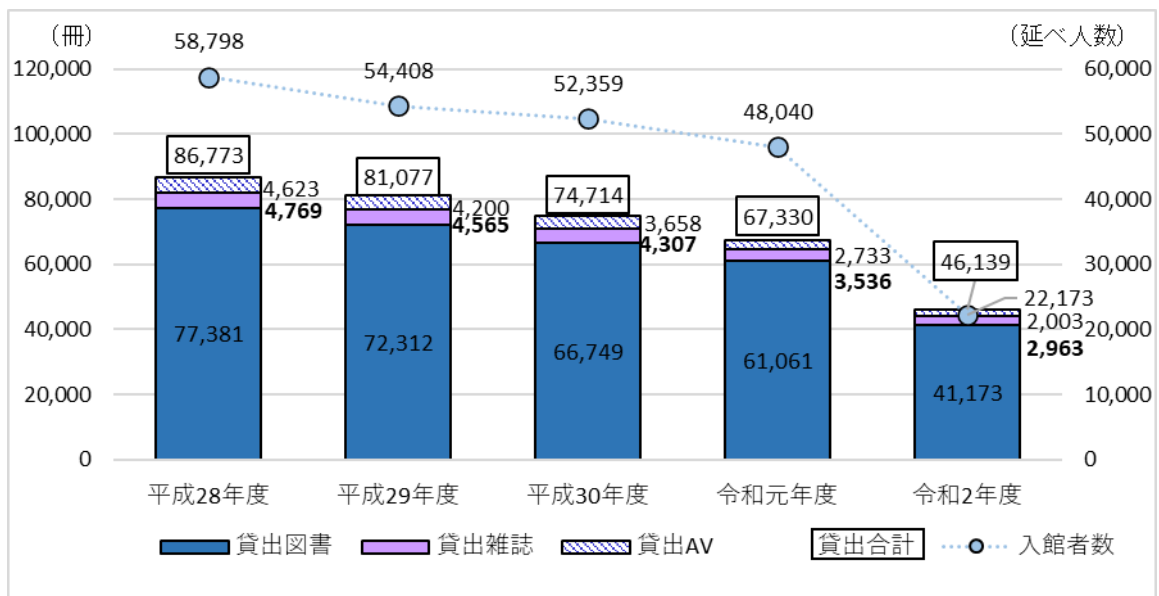
本館の入館者数を見ると、年々減少傾向で推移しています。入館者数の減少に伴い、図書、雑誌、AVの貸出数も減少しています。分館の貸出数も減少傾向で推移しています。

本館、分館ともに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、分館は令和元年度も入館者数は減少しています。

図書館資料の利用促進のためインターネット等による予約貸出を令和2年3月から本館と分館の他に中央出張所で始めています。

○図書館本館の利用状況の推移(人・冊・本)

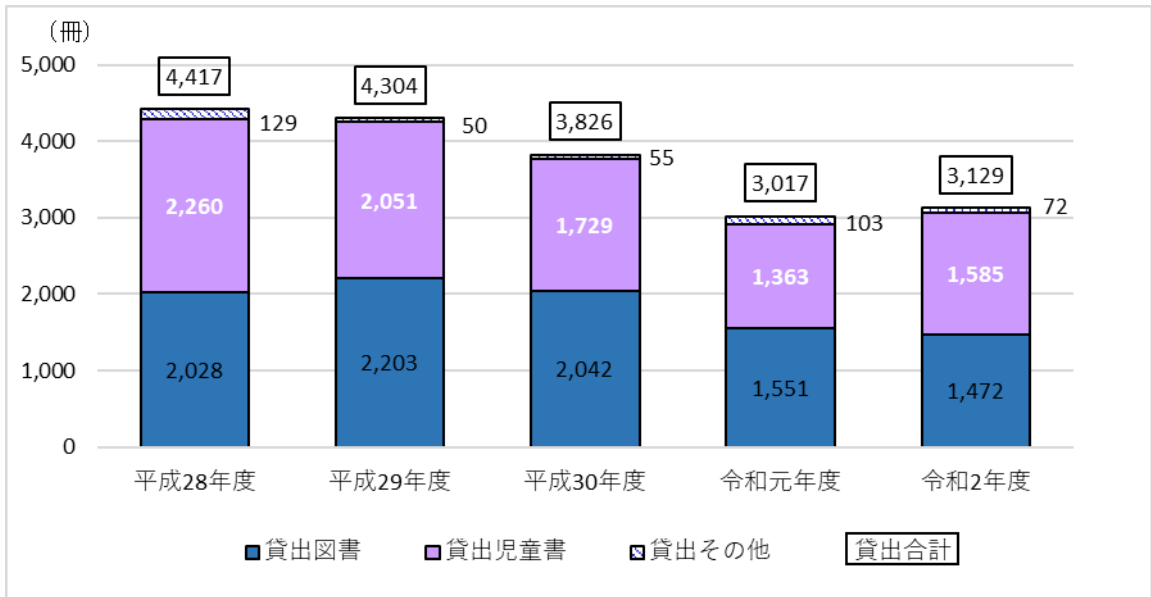
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本館(あじさい館内)	入館者数	58,798	54,408	52,359	48,040	22,173
	貸出図書	77,381	72,312	66,749	61,061	41,173
	貸出雑誌	4,769	4,565	4,307	3,536	2,963
	貸出AV	4,623	4,200	3,658	2,733	2,003
	貸出合計	86,773	81,077	74,714	67,330	46,139



資料:かすみがうら市生涯学習課

○図書館分館の利用状況の推移(冊)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
分館(千代田公民館内)	貸出図書	2,028	2,203	2,042	1,551	1,472
	貸出児童書	2,260	2,051	1,729	1,363	1,585
	貸出その他	129	50	55	103	72
	貸出合計	4,417	4,304	3,826	3,017	3,129



資料:かすみがうら市生涯学習課

■かすみがうら市のスポーツ振興に関するデータ

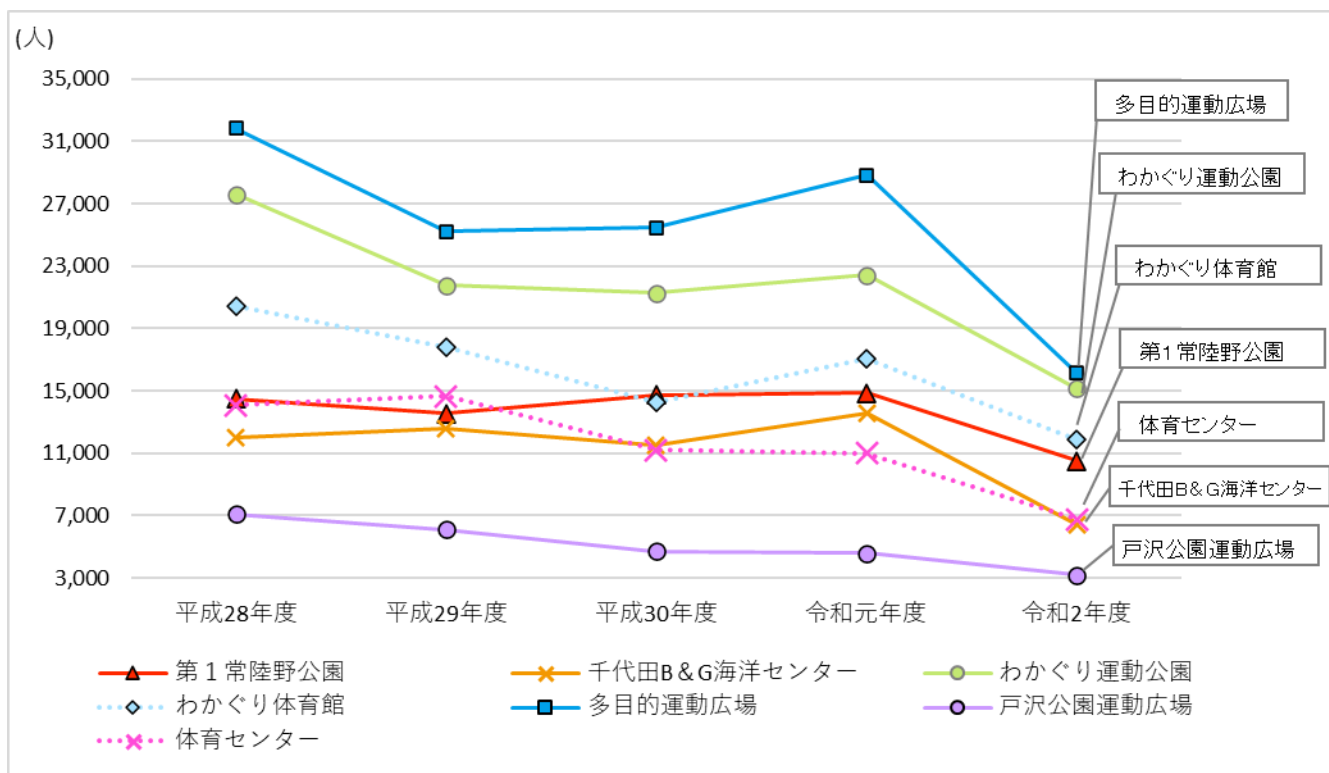
【社会体育施設】

市内の社会体育施設は、第1常陸野公園(多目的広場、野球場、テニスコート等)、千代田B&G海洋センター(体育館、プール)、わかぐり運動公園(多目的広場、サッカー場等)、わかぐり体育館、多目的運動広場(テニスコート、弓道場等)、戸沢公園運動広場(全面芝生)、体育センター(体育館)があります。

施設の利用状況は全体で見ると減少傾向で、平成30年度は特に利用者が減少しています。令和元年度は、やや増加が見られますが、戸沢公園運動広場と体育センターは減少が続いています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全ての施設において利用者が減少しています。

○社会体育施設利用状況の推移(延べ人数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1常陸野公園	14,482	13,556	14,736	14,872	10,483
千代田B&G海洋センター	12,022	12,582	11,536	13,564	6,435
わかぐり運動公園	27,617	21,749	21,270	22,437	15,150
わかぐり体育館	20,422	17,811	14,296	17,087	11,903
多目的運動広場	31,841	25,210	25,451	28,834	16,151
戸沢公園運動広場	7,103	6,093	4,707	4,588	3,178
体育センター	14,059	14,648	11,201	11,001	6,768
合計利用人数	127,546	111,649	103,197	112,383	70,068



資料:かすみがうら市スポーツ振興課

【スポーツイベント】

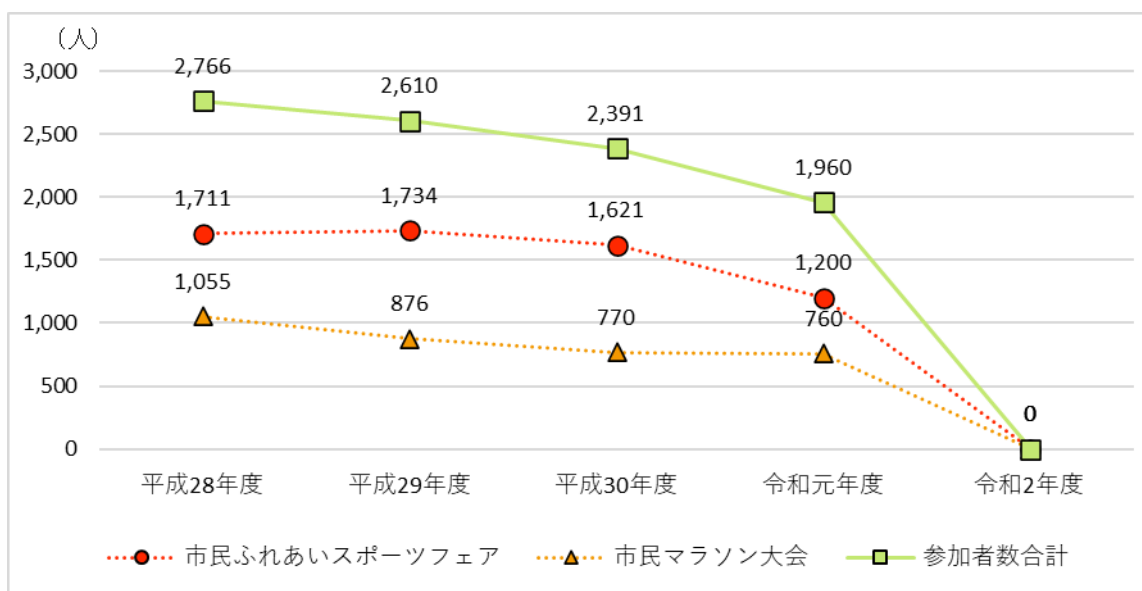
市のスポーツイベントは、市民を対象とした市民ふれあいスポーツフェアと市民マラソン大会があります。また、かすみがうらマラソン大会は、国際ブラインドマラソン大会でもあり障害者が参加できるスポーツイベントとして定着しています。

市民ふれあいスポーツフェアと市民マラソン大会は年々参加者が減少しています。

土浦市との共催事業として開催しているかすみがうらマラソン大会も、参加者数は減少傾向です。参加率を見ると、概ね80%台となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました。

○市民対象のスポーツイベント参加者数の推移(延べ人数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民ふれあいスポーツフェア	1,711	1,734	1,621	1,200	0
市民マラソン大会	1,055	876	770	760	0
参加者数合計	2,766	2,610	2,391	1,960	0



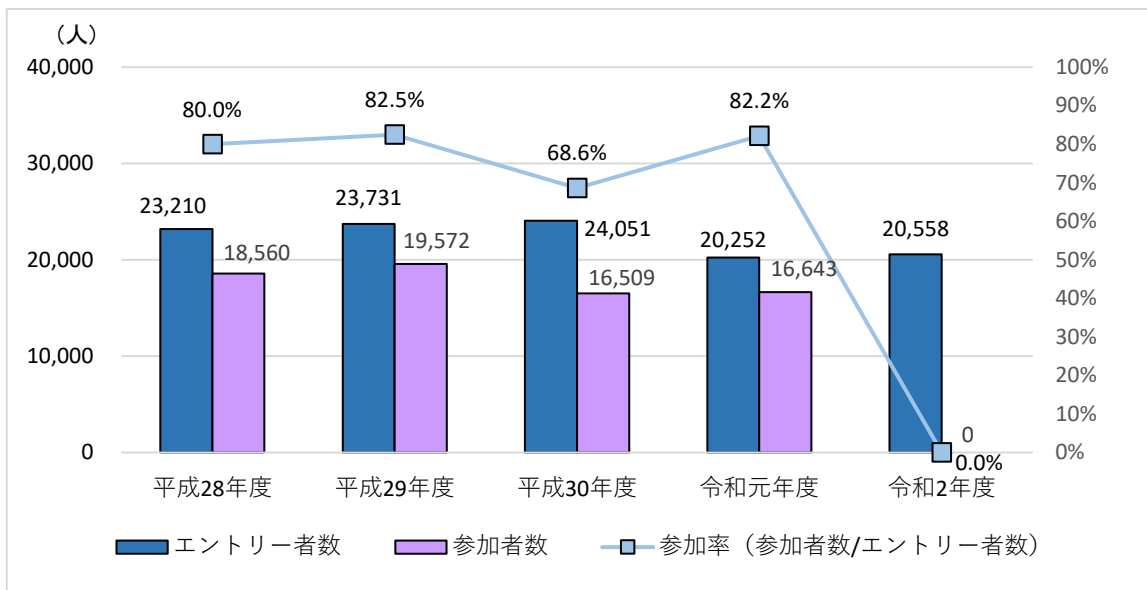
資料:かすみがうら市スポーツ振興課

○かすみがうらマラソン大会エントリー者数・参加者数・参加率の推移(人数・%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
エントリー者数	23,210	23,731	24,051	20,252	20,558
参加者数	18,560	19,572	16,509	16,643	0
参加率(参加者数/エントリー者数)	80.0%	82.5%	68.6%	82.2%	0.0%

※上記の表の数値は全種目の合計人数。

(種目:フルマラソン/10マイル/5キロ/ブラインドマラソン/ウォーキング、H28年度は車いすマラソンを含む)



資料:かすみがうら市スポーツ振興課

■かすみがうら市の地域文化に関するデータ

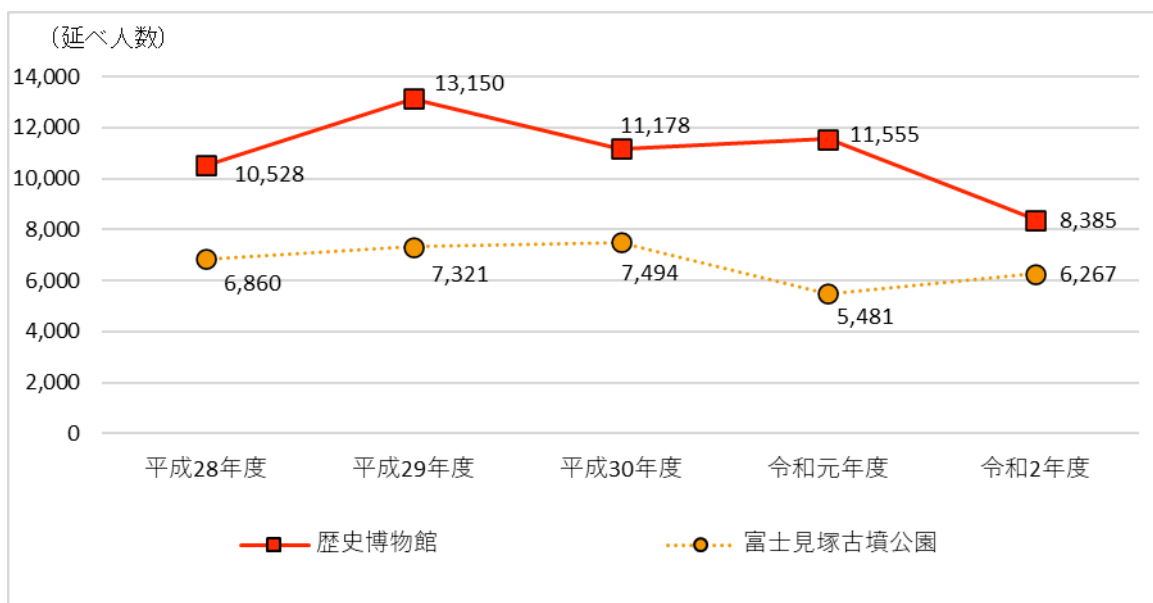
【博物館・公園】

歴史博物館(旧郷土資料館)の利用者数は、平成29年度に13,000人を超えましたが、概ね10,000人程度で推移しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者が減少しています。

富士見塚古墳公園の利用者は、平成30年度までは増加傾向でしたが、令和元年度は減少に転じましたが、令和2年度は再び増加しています。

○歴史博物館・富士見塚古墳公園の利用者数の推移(延べ人数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歴史博物館	10,528	13,150	11,178	11,555	8,385
富士見塚古墳公園	6,860	7,321	7,494	5,481	6,267



資料:かすみがうら市生涯学習課

【文化財】

本市の文化財は、国の指定文化財(建造物)として「椎名家住宅」があります。県指定の文化財は「富士見塚古墳」など計 29、市の指定文化財は計 62 となっています。

○文化財一覧(令和3年4月1日)

種 別		国	県	市	登録	合計	
有形文化財	建造物	1	2	6		9	
	美術工芸品	絵画		2	1		3
		彫刻		10	12		22
		工芸品		6	10		16
	考古資料		2	1		3	
民俗文化財	有形民俗文化財			5		5	
	無形民俗文化財			3		3	
記念物	史跡		5	22		27	
	名勝		1			1	
	天然記念物		1	2		3	
合計		1	29	62	0	92	

資料:かすみがうら市生涯学習課

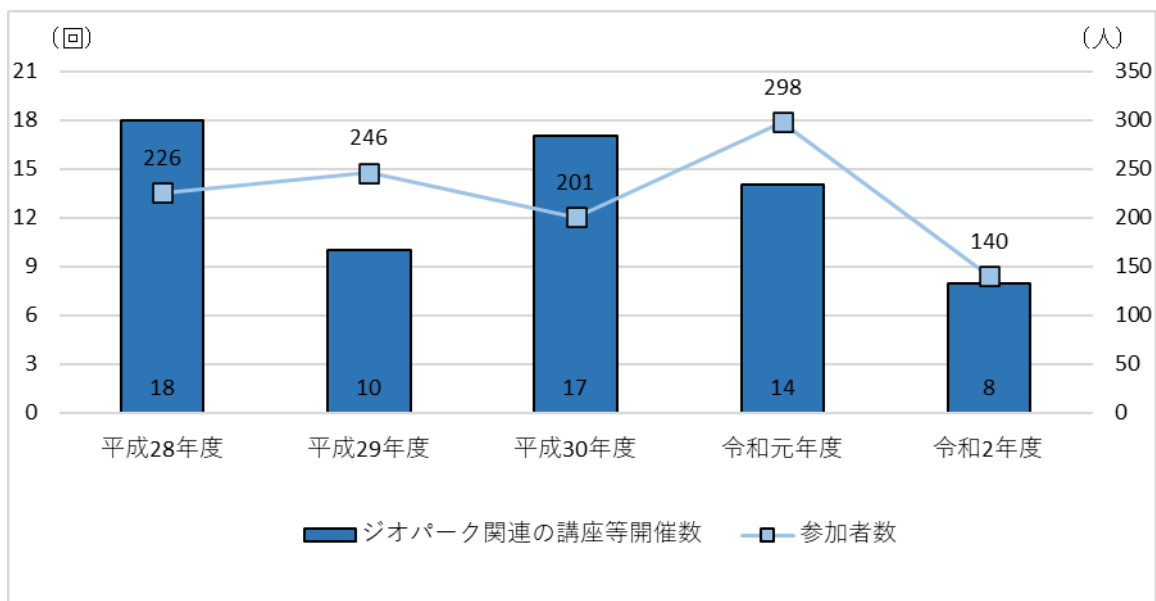
【筑波山地域ジオパーク】

平成 28 年、筑波山地域ジオパーク(かすみがうら市、つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市)が日本ジオパークに認定されました。「大地の公園」とも言われ、地質だけではなく、歴史、産業、生態系などの大切さを訴えており、本市にはジオサイトが4か所(雪入・三ツ石、閑居山・権現山、崎浜・川尻、歩崎)あります。

市ではジオパークを市民に周知するために、関連講座等を開催してきました。平成30年度は参加者が減少しましたが、令和元年度は300人近くの参加者がありました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参加者が大幅に減少しました。

○ジオパーク関連の講座等開催数と参加者数の推移(回・人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ジオパーク関連の講座等開催数	18	10	17	14	8
参加者数	226	246	201	298	140



資料:かすみがうら市生涯学習課

2. 市の教育を取り巻く現況

■上位・関連計画

【国:第3期教育振興基本計画 2018～2022 年度】

●教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要。

●今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する。

●5年間の教育政策の目標と施策群

基本的な方針	教育施策の目標	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1)確かな学力の育成 <主として初等中等教育段階>	新学習指導要領の着実な実施等 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2)豊かな心の育成 <主として初等中等教育段階>	
	(3)健やかな体の育成 <主として初等中等教育段階>	
	(4)問題発見・解決能力の修得 <主として高等教育段階>	
	(5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階>	
	(6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <生涯の各段階>	
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成	日本人生徒・学生の海外留学支援 大学院教育改革の推進 など
	(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	
	(9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	
	(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	
	(13)障害者の生涯学習の推進	
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応	教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供	
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	教職員指導体制・指導環境の整備 学校の ICT 環境整備の促進 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 学校安全の推進 など
	(17)ICT 利活用のための基盤の整備	
	(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	
	(19)児童生徒等の安全の確保	
	(20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	
	(21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	

【茨城県の教育について】

●茨城県 教育の目標

ひとりひとりの能力を開発し豊かな人間性をつちかう
じょうぶな身体(からだ)をつくりたくましい心を養う
郷土を愛し協力しあう心を育てる

●いばらき教育プラン 平成28年度～令和3年度(計画期間を1年延長)

基本テーマ

一人一人が輝く 教育立県を目指して ～子どもたちの自主性・自立性を育もう～

基本目標

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。

特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期において、家庭のしつけの徹底などにより、自主性・自立性に富み、優しさや思いやりを持って、強くたくましく生きられる子どもを育て、その上にたって「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた子どもたちの育成を図ります。

基本方針

- 基本方針1 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成
- 基本方針2 確かな学力の習得と活用する力の育成
- 基本方針3 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進
- 基本方針4 誰もが安心して学べる教育環境づくり

特に力を入れて取り組む6つの視点

- 視点1 子どもたちの自主性・自立性の育成
- 視点2 茨城で育ちグローバルに活躍できる人材の育成
- 視点3 時代の変化に対応した魅力ある学校づくりの推進
- 視点4 信頼・尊敬される教員の育成
- 視点5 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピック関連施策の推進
- 視点6 教育による地方創生の実現

【第2次かすみがうら市総合計画 前期基本計画 2017～2021 年度】

- 将来都市像 きらり輝く 湖(みず)と山(みどり) 笑顔と活気のふれあい都市
～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～

●まちづくりの基本理念

1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち
2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち
3. ともに支え成長する人材あふれる安心なまち

●まちづくりの基本目標

1. 自然の恵みを楽しむまちづくり《居住環境》
2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり《産業》
3. 安全で快適に暮らせるまちづくり《都市基盤》
4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり《健康・福祉》
5. 未来を担う若者を育むまちづくり《子育て・若者支援》
6. 豊かな学びと創造のまちづくり《教育・文化》
7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり《協働・行財政》

【かすみがうら市生涯学習推進計画 2018～2022 年度】

●基本理念

- ともに学ぼう 一人ひとりが輝くまち
－自らを磨き、より豊かな人生を実現するためのステージづくり－

●生涯学習の視点

- 育む－青少年の未来を育む ……青少年健全育成
- 高める－市民の学びを高める ……生涯学習/スポーツ・レクリエーション
- 伝える－歴史・文化を伝える ……地域文化

●主要課題⇒重点事項

- 地域の活動を担う若い力の確保が困難となっています。
⇒青少年の健全育成と地域の担い手づくりに取り組みます。
- 心の豊かさを求める時代になり、生涯学習に対するニーズはさらに広く、深くなっています。
⇒ライフステージに応じた学びの機会づくりに取り組みます。
- 未だ生涯学習活動拠点が未設置の地区や施設が暫定利用中の地区があります。
⇒身近な場所における学びの拠点づくりに取り組みます。
- 人口減少、経済状況の変化により、従来型の行政サービスの提供が難しくなっています。
⇒市民協働型のコミュニティ活動の形成に取り組みます。
- 人口の高齢化にともない現役世代だけでは高齢者を支えきれない状況になっています。
⇒市民の生きがい・健康・体力向上のステージづくりに取り組みます。
- 地域に対する意識の希薄化により、地域のつながり、地域力が低下しています。
⇒郷土愛が醸成されるようふるさと教育に取り組みます。

■教育をめぐる国の動き

【中央教育審議会】

●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

中央教育審議会では、令和3年1月26日の総会において「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)を取りまとめました。

※「令和の日本型学校教育」：誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体で、SDGs(持続可能な開発目標)に取り組んでいる中で、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育。

総論

Society5.0時代の到来や新型コロナウイルスの感染拡大といった急激に変化する時代の中で、学校教育には「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成すること」が求められています。

これまでの成果

- ・学校が学習指導、生徒指導の両面から児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価を受けている。
- ・学校の役割は
 - ①学習機会と学力の保障
 - ②全人的な発達・成長の保障
 - ③身体的、精神的な健康の保障(安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット)

変化する社会の中で直面する課題

- ・本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- ・子供たちの多様化(特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- ・生徒の学習意欲の低下
- ・教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- ・学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- ・少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

- ◆ 教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承
- ◆ 学校における働き方改革の推進
- ◆ GIGAスクール構想の実現
- ◆ 新学習指導要領の着実な実施

必要な改革を躊躇なく進め、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び

◆ 新学習指導要領

「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善による「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整備し、適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要。

◆ GIGAスクール構想の実現

新たなICT環境の活用や少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要。

◆ 「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む。

②協働的な学び

◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要。

◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す。

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく。
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割。
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく。
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく。
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進。

「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、ICTは必要不可欠。
- ◆ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要。
- ◆ ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行うことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要。
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、Society 5.0時代にふさわしい学校の実現が必要。

各論

1. 幼児教育の質の向上について

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的 ○ 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要 ○ 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要
<p>◆ 幼児教育の内容・方法の改善・充実 ◆ 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上 ◆ 幼児教育の質の評価の促進 ◆ 家庭・地域における幼児教育の支援 ◆ 幼児教育を推進するための体制の構築等 ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応</p>	

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務 ○ 義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要 ○ 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底
<p>◆ 教育課程の在り方 ◆ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方 ◆ 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策 ◆ 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策 ◆ いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策</p>	

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要 ○ 高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換 ○ 社会経済の変化や令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要 ○ 生徒が高等学校在学中に主権者の1人としての自覚を深めていく学びが求められていることを踏まえ、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要
---------	--

	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ、遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討
◆高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化 ◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証 ◆STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成 ◆高等専修学校の機能強化	

4. 新時代の特別支援教育の在り方について	
基本的な考え方	○特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化 ○通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進
◆障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 ◆特別支援教育を担う教師の専門性向上 ◆関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実	

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について	
基本的な考え方	○外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要 ○キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要 ○日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組
◆指導体制の確保・充実 ◆教師等の指導力の向上、支援環境の改善 ◆就学状況の把握、就学促進 ◆中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実 ◆異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	

6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について	
基本的な考え方	○ICT はこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、日常的に活用できる環境整備が必要 ○今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後検証 ○ICT は教師と児童生徒との具体的関係の中で、教育効果を考えて活用することが重要であり、活用自体が目的化しないよう留意する必要 ○対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践による成果や課題を踏まえ、発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす(ハイブリッド化)ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開
◆ICT の活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実 ◆特例的な措置や実証的な取組等	

7. 新時代の学びを支える環境整備について	
基本的な考え方	○全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図るとともに、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障するため、「GIGA スクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図る
◆新時代の学びを支える教室環境等の整備 ◆新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備 ◆学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用	

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について	
基本的な考え方	○少子高齢化や人口減少等により子供たちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要
◆児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営 ◆地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進	

9. Society 5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について	
基本的な考え方	○AI やロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展した Society5.0 時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要 ○教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待 ○多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある
◆教師の ICT 活用指導力の向上方策 ◆多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等 ◆教員免許更新制の実質化について ◆教師の人材確保	

【GIGA スクール構想の実現へ】

子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて、令和元年 12 月 19 日、「GIGA スクール実現推進本部」が設置されました。

●GIGA スクール構想

- ・ 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。
- ・ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

●GIGA スクール構想の実現パッケージ ～令和の時代のスタンダードな学校へ～

1. 環境整備の標準仕様例示と調達改革
 - ▶▶ 学校ICT環境の整備調達をより容易に
2. クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表
 - ▶▶ クラウド活用により使いやすい環境へ
3. 学校ICT利活用ノウハウ集公表
 - ▶▶ 全ての教職員がすぐに使えるように
4. 関係省庁の施策との連携
 - ▶▶ ローカル5G や教育コンテンツも活用して未来の学びを実現
5. 民間企業等からの支援協力募集
 - ▶▶ 民間等の外部支援により導入・利活用加速

かすみがうら市
教育振興基本計画

Ⅲ 教育施策 の大綱

Ⅲ 教育施策の大綱

1. 教育の基本理念

かすみがうら市教育の基本理念

ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり

学校教育の目標

人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る

かすみがうら市の学校教育は、これまで、思考力・判断力・表現力を身につけ、これからの社会をよりよく生きる力、みんなが手を取りあいともに健やかに生きる力の育成を大切に、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康や体力の向上、そして郷土を愛する心を大切に、児童生徒の育成を図ってきました。

しかしながら、社会背景をみると、新型コロナウイルスなど先行きの不透明感が強まる中、時代は Society5.0 により大きな変革を迎えている状況です。

また、国際的に取組が進められている SDGs(持続可能な開発目標)の「目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」を実現させるためには、教育において市が果たすべき役割は非常に大きいものがあり、行政の教育施策の取組がきわめて重要となります。

学校教育においては、このような状況を前向きに受け止め、子ども一人一人の個を尊重し、誰一人取り残さない、多様な生き方を大切にする教育の推進を目指すとともに、ICT教育を加速化させ、学校全体でデジタル化を目指していきます。

さらには、感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する学校教育、絶えず変化していく社会構造の変化に対応できる、持続可能で魅力ある教育を目指していきます。

そして、これまで進めてきた、郷土を愛し、知・徳・体を一体で育むかすみがうら市の学校教育を推進していきます。



子どもから大人まで、すべての市民がかすみがうら市でともに育ち、磨き、学ぶ。そして、学びの成果を自身や地域に活かすことにより、地域に誇りを持って、市民一人一人が豊かに生きる姿を目指します。

生涯学習の目標

自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する

かすみがうら市では、「育む」、「高める」、「伝える」を生涯学習の視点として、青少年の未来を育み、市民の学びを高め、歴史・文化を伝える取組を推進しています。

人々の健康寿命が延び、人生100年時代といわれる中、「教育－仕事－引退」という3ステージの人生から、より多様で豊かなマルチステージの人生へと生き方・暮らし方が変化してきています。また、新型コロナウイルス感染症拡大や近年の大規模な自然災害の多発など、命を守り、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

生涯学習においては、新しい時代の学びとして、多様な世代の人々がつながり、ともに学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながる事が期待されています。また、学びを通じて「命を守る」生涯学習の視点も重要です。

これらの取組を推進することにより、SDGsの目標4に掲げられた社会の実現を目指します。

かすみがうら市が持つ豊かな自然と其中で育まれた歴史・文化、地域コミュニティを活かし、市民一人一人が、生きがいや仲間を見つけ、地域の多様な人々とともに学び合い、自らも学び続けることで、豊かで輝く人生を実現できるよう、かすみがうら市の生涯学習を推進していきます。



2. 教育施策の基本方向

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

子どもたち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出し、
様々な課題にチャレンジできる資質・能力の育成

かすみがうら市の特色ある教育

- かすみがうら市教育の基本理念の周知を図り、教育振興基本計画を推進します。
- 各中学校区の自然や地域素材を学習に活かし、地域に根ざした小中一貫教育を推進します。
- 本市独自の郷土教育を推進します。

確かな学力の定着

- 幼児期における教育の質の向上を推進し、市内幼児施設と小学校が連携し、幼児期から小学校へと円滑な接続を図ります。
- 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力を育成するため、分かりやすい授業・指導に努め、児童生徒の学力の定着を図ります。
- 児童生徒が学んだことを確かめ、広げ、深める主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

心と体の育成

- 児童生徒の道徳教育、人権教育、読書活動などを推進し、規範意識の醸成、命を尊ぶ心や他者への思いやり、豊かな想像力・思考力など、豊かな心を育むとともに、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めます。
- 児童生徒が楽しくスポーツを行うことで、体力の維持・向上を図るとともに、健康に関する教育や食育を通して、正しい知識の習得や健康の保持増進を図ります。
- 児童生徒一人一人の状況に対応した相談体制の充実を図るとともに、いじめ問題や児童生徒の問題行動に対しては、組織的に対応し、未然防止及び早期発見、早期解決に努めます。

時代の変化に対応した教育の推進

- 各授業で、全児童生徒に整備した1人1台端末の活用を進めICT教育の強化を図るとともに、感染症拡大や自然災害の発生などによる緊急時に、自宅学習にも対応できる仕組みを整備していきます。
- 外国語指導助手(ALT)の計画的な配置により小学校外国語活動への対応を図るとともに、学習アプリなどICTの活用を図ります。
- 増加傾向にある特別な支援を必要とする児童生徒の個に応じて、支援員の配置やICT機器を活用した授業のユニバーサルデザイン化の促進等、多様なサポートを行うとともに、教職員の資質の向上を図ります。

教育環境の整備

- 教職員の資質向上のため、校内研修の充実を図るとともに、新たな教育内容・教育課題に対応した研修への参加を促します
- 1人1台端末やデジタル教科書の導入などICTの活用を進めるとともに、教職員の多忙化の解消を図るため働き方改革を推進します。
- 小中学校施設長寿命化計画を基に改修・建替えの検討を進めるとともに、学校適正規模・適正配置により公平性のある教育環境の整備を図ります。
- 児童生徒の登下校時の安全確保に努めるとともに、校内の防犯・防災に対する環境整備を図ります。

学校・地域・家庭との連携協力

- 学校、地域、家庭が協働し、地域に開かれた学校を目指します。
- 子どもたちのために地域住民が取り組む放課後及び土曜日の学習支援や体験教室などのボランティア活動を支援します。
- 保護者が安心して家庭教育を行える支援体制の構築を図ります。

基本方向 2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

全ての市民が自分らしい生き方を自ら選択し、
より豊かな人生につなげる学びの充実

青少年の健全育成

- 地域活動の強化や青少年育成活動団体を支援し、青少年が多様な活動や交流に参加できる環境づくりを促進するとともに、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。
- 学校・地域・家庭が連携し協力し、地域の子どもたちを育み、非行の未然防止に努め、青少年健全育成に取り組むとともに、体制の整備を推進します。
- 青少年の地域での活動の場や自主的な活動を支援するとともに、将来の地域の担い手としての育成に努めます。

生涯学習の充実

- 市民が自己を磨き豊かで充実した人生が送れるよう、自ら生涯にわたっていつでも学び、その成果が活かせる社会の実現を目指すかすみがうら市の生涯学習を推進します。
- 市民のライフステージに応じた多様で多彩な生涯学習機会を提供するとともに、自主的な文化活動を展開する団体を支援し、その成果を発表する機会を提供します。
- 社会教育施設の維持管理に努め、公民館講座の充実や図書館サービスの向上を図り、あらゆる媒体を活用した情報提供を行い、指導者としての人材確保と活用を図り、市民の生涯学習活動を支えます。
- 参加するだけでなく、地域住民が自ら企画した事業を行政と協働で展開するなど、中学校区ごとの地区公民館活動の活性化を図り、地域住民のつながりを広げていきます。

スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の提供やイベント、スポーツ教室などを開催し、市民がスポーツのある生活を送れるような体制・システムづくりを推進します。
- 社会体育施設の維持管理に努めるとともに、オンライン予約システムなど施設利用の利便性の向上を図ります。
- スポーツ少年団や体育協会加盟団体などの活動を支援するとともに、指導者の育成やスポーツボランティアの養成と活用に努めます。

地域文化の継承と創造

- 文化財の保護、保存や歴史博物館、富士見塚古墳公園の維持管理に努め、筑波山地域ジオパークの文化的景観など豊富な地域文化を観光資源としても活用します。
- 子どもから大人まで多くの市民に、郷土に誇りと愛着を持ってもらえるよう、多様なふるさと教育を推進します。
- 文化団体の活動などの情報を積極的に発信するとともに、市民が芸術、文化に触れる機会の創出に努めます。

3. 施策の体系

基本 方向	基本施策	具体的施策	
1 全ての子どもたちの学びの充実	1 かすみがうら市の特色ある教育	(1) かすみがうら市教育振興基本計画の推進 (2) 地域に根ざした小中一貫教育の推進 (3) 地域の特性を活かした教育	
	2 確かな学力の定着	(1) 幼児教育から学校教育への接続 (2) 基礎学力の定着	
	3 心と体の育成	(1) 豊かな心の育成 (2) 健康の増進や体力の向上 (3) 生徒指導の充実	
	4 時代の変化に対応した教育の推進	(1) ICTを活用した学びの充実 (2) 国際性豊かな人材育成 (3) 特別支援教育の充実	
	5 教育環境の整備	(1) 教職員の資質向上 (2) 教育を支える環境整備 (3) 学校生活の安全確保	
	6 学校・地域・家庭との連携協力	(1) 開かれた学校づくり (2) 地域で子どもを育む環境づくり (3) 家庭の教育力の向上	
	2 生涯を通じた学びやスポーツの充実	1 青少年の健全育成	(1) 青少年健全育成活動の推進 (2) 青少年の健全育成と体制の整備 (3) 地域の担い手の育成
		2 生涯学習の充実	(1) 推進体制の確立 (2) 学習機会の提供と生涯学習団体への支援 (3) 施設の整備と学習環境の充実 (4) 情報の提供 (5) 市民協働型の地域コミュニティ活動
		3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	(1) 活動の推進 (2) 施設の利用促進 (3) 団体の育成
		4 地域文化の継承と創造	(1) 文化財などの継承と保護、活用 (2) ふるさと教育の推進 (3) 芸術・文化活動の推進

IV 基本計画

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

- 1 かすみがうら市の特色ある教育
- 2 確かな学力の定着
- 3 心と体の育成
- 4 時代の変化に対応した教育の推進
- 5 教育環境の整備
- 6 学校・地域・家庭との連携協力

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

- 1 青少年の健全育成
- 2 生涯学習の充実
- 3 スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 4 地域文化の継承と創造

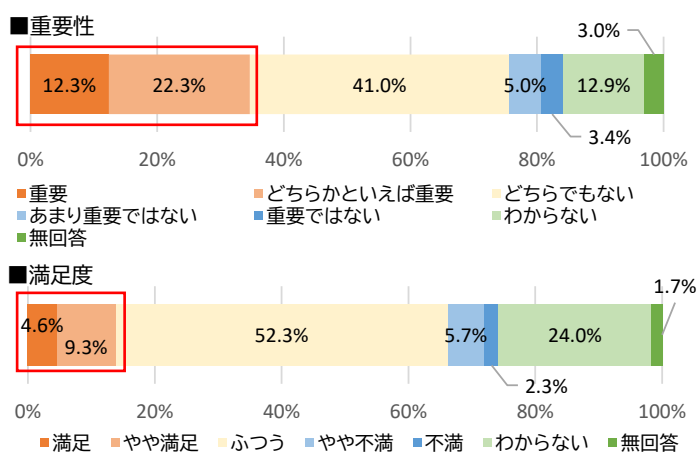
1 かすみがうら市の特色ある教育

● 現況と課題 ●

本市では、児童生徒一人一人の「生きる力」を育み、地域の豊かな自然や文化、歴史を小・中学校9年間を通して計画的に学んでいくことで、郷土を誇りに思い、市の将来を担っていく意識を高めていけるようなかすみがうら市小中一貫教育を計画的に推進してきました。

3つの中学校区ごとに特色のある教育課程の実現を目指し、「小中一貫教育のグランドデザイン」を設け、地域の実情に応じた小中一貫教育の推進を図っています。令和4年度に市内初の義務教育学校が開校、全公立小・中学校の小中一貫教育が本格的に実施となります。また、この千代田義務教育学校は「小規模特認校制度」を導入し、希望する児童生徒に対し、市内全域から就学を認めます。

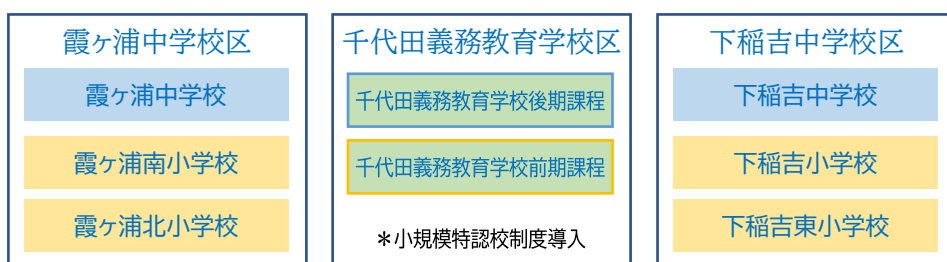
小中一貫教育の推進の重要性・満足度（保護者）



■保護者アンケートから
「小中一貫教育の推進」を重要と考える保護者は約35%ですが、満足度は約15%と低く、さらなる推進が求められています。

かすみがうら市の小中一貫教育

3つの中学校区ごとに
小中一貫教育を推進

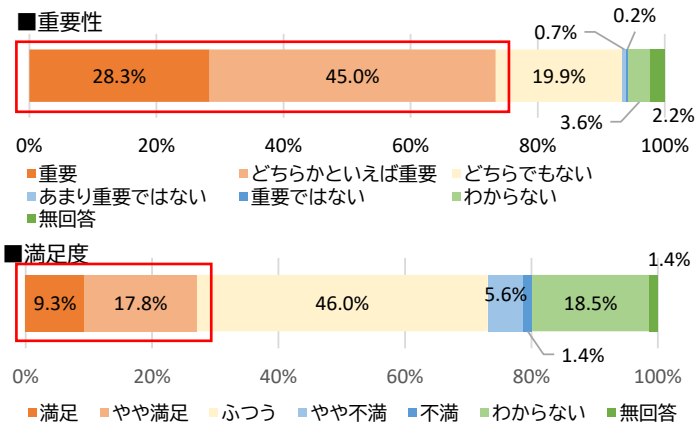


※義務教育課程にある9年間については、令和4年度より第1学年～9学年とし、1～6年生（従来の小1～6年生）を前期課程、7～9年生（従来の中1～3年生）を後期課程とします。以降の表現において、「小学校」とあるのは、義務教育学校前期課程を含むものとし、「中学校」とあるのは、義務教育学校後期課程を含むものとしします。

これまで計画的に進めてきた「かすみがうら市小中一貫教育基本方針」において、各中学校区で統一性のある整合した学校教育目標のもとで行う9年間継続した指導での教育活動のさらなる充実を図ることが必要です。

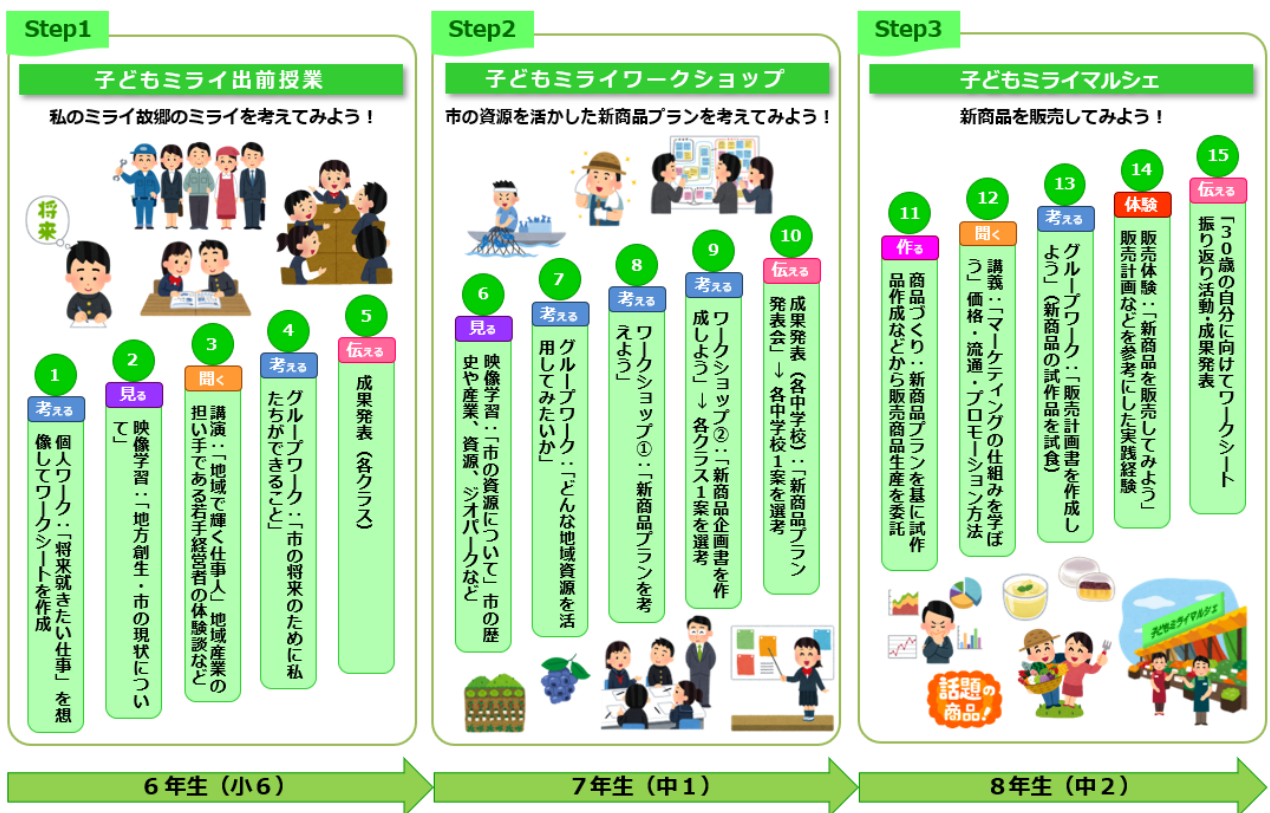
本市ではこれまで、社会科副読本「かすみがうら」の作成や地域事業者と連携して地域の魅力や実情を学び未来のまちづくりを考える人材を育てる「かすみがうら子どもミライ学習」など、市独自の郷土教育・キャリア教育に力を注いできました。

キャリア教育・職業体験の重要性・満足度（保護者）



■保護者アンケートから
「キャリア教育・職業体験」を重要と考える保護者は約73%と高く、一方、満足度は約27%となっています。

かすみがうら子どもミライ学習



子どもたちの郷土を愛する心を高めていけるよう、地域のあらゆる資源を活用した市独自の郷土教育、キャリア教育を推進していくことが重要です。

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

● 取組方針 ●

- 9年間を見通した系統的な学習や生活指導に取り組み、一人一人の良さや可能性を伸ばします。
- 地域が持つ自然や人材などを学習に活かし、かすみがうら市独自の教育を推進します。

● 具体的施策 ●

(1) かすみがうら市教育振興基本計画の推進

①かすみがうら市教育の基本理念の周知 【学校教育課】

- ・「かすみがうら市教育振興基本計画」の概要を市ホームページや広報誌に掲載し、市民に向けて教育の基本理念「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」を周知します。

(2) 地域に根ざした小中一貫教育の推進

①小中一貫教育 【学校教育課】

- ・「小中一貫教育推進委員会」を毎月実施し、小・中学校の連携のもと、小学校から中学校への円滑な教育の継続を目指し、義務教育9年間の期間を通して、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた学習指導や生徒指導に取り組みます。
- ・3つの中学校区ごとに「小中一貫教育グランドデザイン」を設け、各教科・総合的な学習の時間・生徒指導について9年間の系統表を作成し、授業改善研修を行うなど、小中一貫教育の充実を図ります。
- ・中学校区ごとに特色のある教育課程の実現を目指し、地域の実情に応じた小中一貫教育についての調査・検討を進めていきます。

(3) 地域の特性を活かした教育の推進

①体験・交流活動 【学校教育課】

- ・児童生徒の豊かな人間性を育むための様々な機会を通して、本市の自然や文化のすばらしさを再発見させる体験や優れた文化芸術に触れる体験を授業に取り入れます。
- ・お互いを認め、他者から様々なことが学べる交流活動の機会を充実します。

②郷土教育 【学校教育課】

- ・ふるさとを大切に思い、これからのかすみがうら市を支えていく人を育てる観点で郷土教育を推進します。

- ・地域産業に従事する方を講師として招いたり、地域資源を活かした商品企画や流通を学んだりする「かすみがうら子どもミライ学習」を通して、郷土教育を推進します。
- ・児童生徒が、郷土愛を育み、ふるさとに誇りを持ち、地域社会の一員として自覚できるよう、本市の歴史や文化、産業、自然環境等をまとめた「かすみがうら」を作成し、副読本として小学校の授業で活用するとともに、今後は「かすみがうら」のデジタル化を進めていきます。

③地域の特性を活かした教育 【学校教育課】

- ・児童生徒が自然の中で豊かな心を育むとともに、ふるさとについてより深く知り、学ぶ機会を創出するため、霞ヶ浦などでの観察体験、霞ヶ浦環境科学センターの活用や地元農家での農業体験など、本市が持つ豊かな自然を学校教育に活かした授業を展開します。
- ・令和4年度からの小中一貫教育の本格開始に伴い、各中学校区の自然を活かした特色ある教育課程を「総合的な学習の時間」を中心に計画・実践していきます。

④キャリア教育 【学校教育課】【生涯学習課 歴史博物館】

- ・一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア発達を促す体験活動の充実を図り、自らの意思と責任で進路を主体的に選択する資質・能力を育成します。
- ・小学校での自然体験活動や職場見学、中学校での職場体験学習を通して、地域社会の中で自分の役割を果たし、集団の中で役立つ喜びや自信を育みます。
- ・6年生(小6)から8年生(中2)の3年間を通して、「子どもミライ出前授業」で市の現状を学び未来について考え、市の資源を活用した新商品プランを考える「子どもミライワークショップ」を実施し、「子どもミライマルシェ」で新商品の販売を体験する、キャリア教育プログラム(子どもミライ学習)を推進します。
- ・社会に貢献をしたかすみがうら市の偉人に関する教育を、体験学習を織り交ぜた「出前授業」により実施します。

2 確かな学力の定着

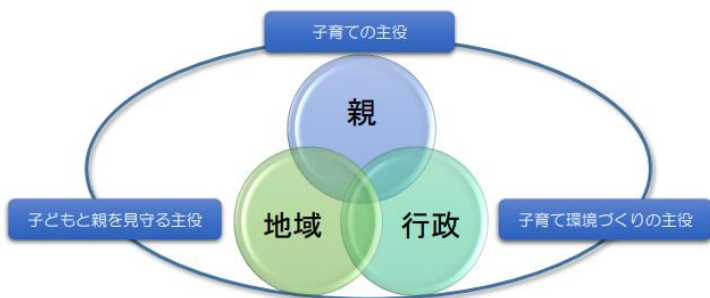
● 現況と課題 ●

本市においては、令和2年3月「第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの心身発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を目指し、地域の子育て環境を整え、すべての子どもたちが健やかに成長できるような取組を推進しています。その取組に伴い、現在、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園が市内には3園あり、幼児教育が実践されています。

「令和の日本型学校教育構築を目指して」(令和3年1月中央教育審議会答申)においては、幼児教育では子どもの学びの姿として、全ての幼児が健やかに育つことができ、小学校との円滑な接続など質の高い教育の提供を目指す必要があると述べられています。本市においては、幼児施設から小学校への円滑な接続を図るため、保・幼・小連携協議会を通じ、幼児施設と小学校との連携事業(小学校教諭の保育園訪問、年長児の小学校訪問など)を行ってきました。

第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画

基本理念：子育ての思い出を紡ぐ舞台づくり
～子育てが良い思い出になる環境づくり～



■ 現況から
「持続可能性に配慮した適正なサービス水準の確保」、「多様化するニーズへの対応」、「地域特性等を活かした魅力ある子育て環境の創出」が、市の子ども・子育て支援に関する課題となっています。(第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画より)

第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画の目標	目標-1 子どもの発達・成長を支える質の高い教育・保育の提供 目標-2 子どもと親の成長を支援する切れ目のない支援の提供 目標-3 かすみがうら市の資源を生かした子育て環境の創出
----------------------------	---

育ちと学びをつなぐ幼児教育と小学校教育の円滑な接続(出典:令和3年度学校教育指導方針 茨城県教育委員会)



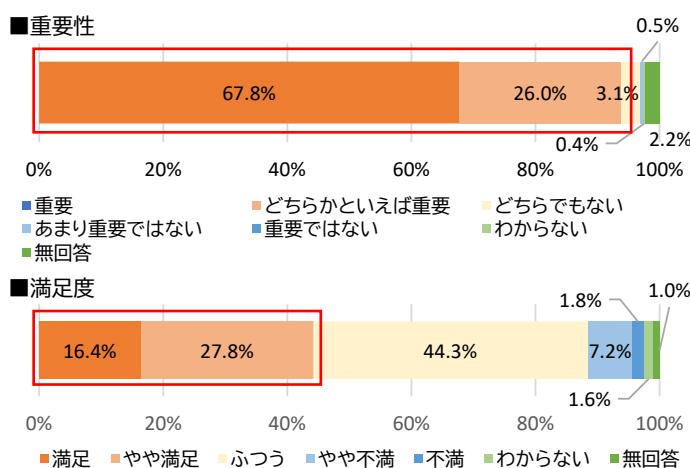
幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、今後も、保育所・認定こども園と小学校が連携を深めていくことが重要です。

平成29年に新しい学習指導要領が公示され、平成30年度から幼稚園、令和2年度から小学校等、令和3年度から中学校等で全面実施となり、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力の確実な育成、そして知識の理解の質をさらに高めた確かな学力の育成を目指した指導を行っています。さらに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図っています。

また、「令和の日本型学校教育構築を目指して」(令和3年1月中央教育審議会答申)においては、義務教育では子どもの学びの姿として、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能や学習の基礎となる資質・能力等の確実な育成、一人一人の興味・関心等に応じた学びの提供、地域の構成員や主権者としての意識の育成、安全・安心な学びを目指すことが意見として述べられています。

本市においても、全ての教科における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の確実な育成を図っています。体験的な学習として、理科に実験・観察を取り入れたり、外国語活動授業等に外国指導助手(ALT)を活用するなど、質の向上を図っています。また、児童生徒の個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、ティーム・ティーチング(TT)による指導や学力診断テスト結果の活用等を取り入れています。

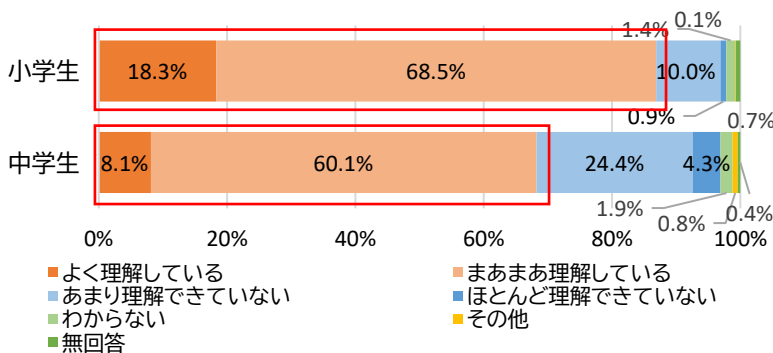
基礎的な学力を確実に身につける学習の重要性・満足度 (保護者)



保護者アンケートから

「基礎的な学力を確実に身につける学習」の重要性は約94%とほとんどの保護者が重要と考えており、満足と思っている保護者は約44%となっています。「保護者から見た児童生徒の授業の理解度」を見ると、小学生保護者では約87%が「授業を理解している」と考えています。しかし、中学生保護者では、「授業を理解している」と考える割合が約68%と20ポイント程下がり「あまり理解できていない」が約24%と小学生に比べ増加しています。学年が上がると授業の理解度が下がる傾向が見られることから、一人一人に応じた「個別最適な学び」が求められています。

保護者から見た児童生徒の授業の理解度



かすみがうら市の小中一貫教育を活かし、9年間継続した指導のもと、児童生徒一人一人の資質・能力等の確実な育成に努めていくことが求められています。

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

● 取組方針 ●

- 幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。
- 基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力など、主体的に学習に取り組む態度を育成します。

● 具体的施策 ●

(1) 幼児教育から学校教育への接続

①幼児教育の推進 【学校教育課】【子ども家庭課】

・幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。平成30年度から全面実施された幼稚園の学習指導要領の改訂により、環境を通して行う幼児教育において育みたい資質・能力が明確化され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が具体的に示されており、小学校と共有することにより幼児教育から小学校への接続の一層の強化を図ります。そのため、市内幼児教育施設等と連携を図り、交流研修会等を実施します。

・令和元年10月より、3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されました。今後は、保育の必要性の認定を適切に行いながら負担軽減の支援をしていきます。

②子ども・子育て支援新制度の推進 【子ども家庭課】

・「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える「子ども・子育て新制度」を、本市において計画的に推進する「第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理を行い、必要に応じ計画を見直す等、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を図ります。

③保幼小の連携 【学校教育課】【子ども家庭課】

・かすみがうら市保幼小連携協議会と各小学校区での保幼小連携協議会を実施し、保育所・認定こども園と小学校が情報を共有、連携することにより、幼児期における遊びや生活の中からの学びを小学校の学習や生活に活かしていけるような教育・保育の連続性・一貫性の確保に努め、円滑な接続の推進を図ります。

・国が定めた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に家庭教育の視点を加えた茨城県の「幼児期に育ってほしい子どもの姿」により教育・保育の方向性を示した「茨城県保幼小接続カリキュラム」を活用し、教育課程を含む幼児期の全体的な計画である「アプローチカリキュラム」と小学校入学時の「スタートカリキュラム」を作成し保育者と教職員が相互理解を進めることで、幼児教育と小学校教育が円滑に接続され、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように努めます。

(2) 基礎学力の定着

①基礎学力の定着 【学校教育課】

- ・9年間を見通した小中一貫教育により、各教科で学年・学校段階の間で接続を図り、系統的、発展的な指導を行い、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。
- ・自分の考えを話したり書いたりする活動や他者の考えとの共通点や相違点を捉え、考えを深める活動など、児童生徒の読解力・論理的思考力を高める指導の充実を図ります。
- ・理科の観察実験アシスタントのサポートにより実験・観察などを取り入れたり、英語授業や外国語活動授業に外国語指導助手(ALT)を活用したり、体験的学習を促進します。
- ・より効果的な指導を行うため、1人1台端末による AI ドリルの導入、児童生徒用副読本、教師用指導書等の充実を図るとともに、市の社会科副読本のデジタル化を進めるなど教材開発に努めます。

②個に応じた補充的・発展的な学習 【学校教育課】

- ・児童生徒の学習状況に応じ、学び直しによる基礎学力の定着や個に応じた補充的・発展的な学習の工夫を図ります。
- ・学力診断テストを実施し、結果を見児童生徒の個々に応じた指導に役立てます。
- ・児童生徒が学んだことを確かめ、広げ、深めることができる図書・資料の充実を図るとともに、図書館司書を配置し、学習センターとしての学校図書館の環境を整えます。
- ・非常勤講師を配置し、ティーム・ティーチング(TT)による、きめ細かな指導の充実を図ります。
- ・希望する生徒を対象に、各学校を会場とした漢検や英検等の検定試験を実施します。
- ・小学校高学年からの教科担任制の導入を進めていきます。

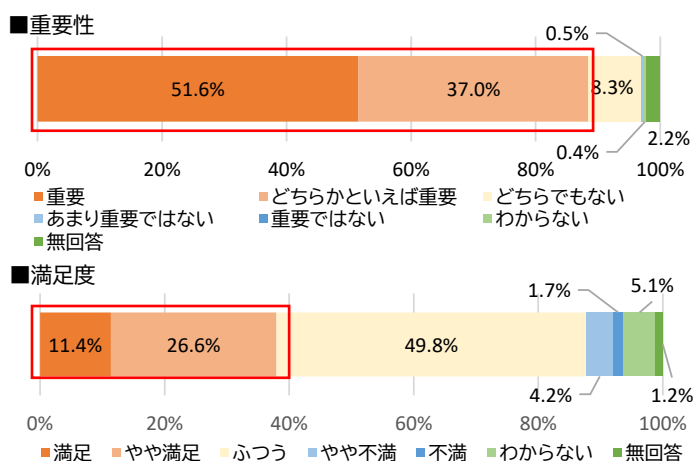
3 心と体の育成

● 現況と課題 ●

新しい学習指導要領では、教育内容の主な改善事項として、子どもたちの発達段階に応じた「**道徳教育の充実**」をあげています。本市においても、道徳教育の教科化以後は、各学校の年間指導計画の下で重点項目を設定し、授業を実践しています。また、令和2年度の実施したアンケート結果からも、学校教育において「**豊かな心や道徳心を身につけること**」や「**豊かな心を育てる教育**」は重要だと考える保護者は大変多くなっています。

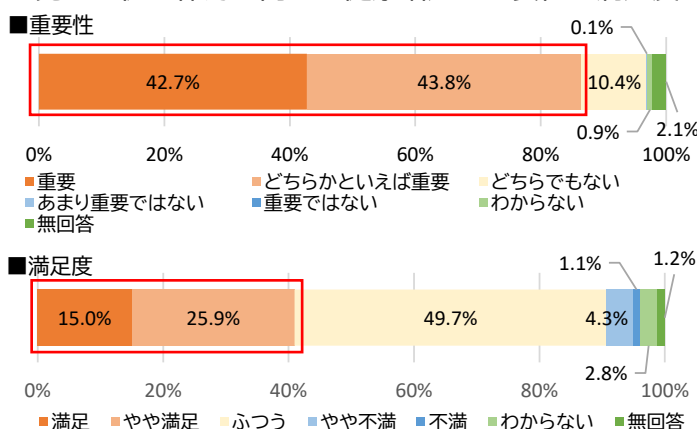
また、豊かな心の育成とともに、児童生徒の健やかな体の育成も大切です。新型コロナウイルス感染症拡大による学校の休業や外出の制限など子どもたちが運動する機会が減少していることに対応して、各学校においては体育の時間などで運動量の確保を十分に行っています。

豊かな心を育てる教育の重要性・満足度（保護者）



■保護者アンケートから
「豊かな心を育てる教育」の重要性は約89%と高く、満足と思っている保護者は約38%となっています。

児童生徒の体力の向上・健康増進の重要性・満足度（保護者）



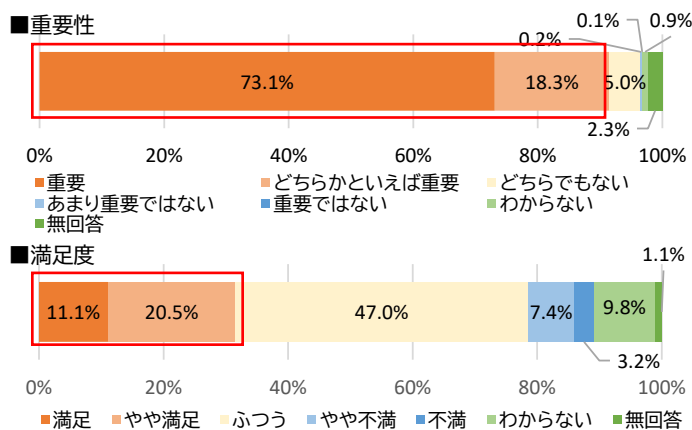
■保護者アンケートから
「児童生徒の体力の向上・健康増進」の重要性は約86%、満足と思っている保護者は約41%となっています。

道徳教育については、答えがひとつではない道徳的課題を児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う、考える道徳・議論する道徳へと転換が求められています。

令和元年度の文部科学省の調査では、全国の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約7万9,000件、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約61万 2,000 件、いじめの重大事態は 723 件、小・中・高等学校における不登校児童生徒は約 23 万 1,000 人となっており、暴力行為やいじめの問題、不登校などは生徒指導上の大きな課題となっています。

本市においても、4年生(小4)を対象にした CAP いばらきによる「人権教育プログラム」や7年生(中1)を対象にした弁護士を講師として招く「市いじめ防止のための授業」を実施し、各学校の実態や要望によって学校生活相談員を配置するなど、様々な未然防止の対策に努めています。また、発生した問題行動等については、市教育委員会が各学校から報告を受け、内容に応じた助言指導を行い、組織的な対応を行っています。

いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止の重要性・満足度（保護者）



■保護者アンケートから
「いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止」の重要性は約91%と保護者の関心が高いことがわかります。その対応に満足と評価している保護者は約31%となっています。

いじめや問題行動への取組・未然防止については、保護者の関心も高く、しっかりと取り組んでほしいという要望が強いので、生徒指導の一層の充実が求められています。

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

● 取組方針 ●

- 児童生徒の豊かな心を育むとともに、互いの良さを認め合い、自己有用感を高めます。
- スポーツに親しみ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための基礎を培います。

● 具体的施策 ●

(1) 豊かな心の育成

①道徳教育の充実 【学校教育課】

- ・「わたしたちの道徳」「心のノート」を活用し、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養います。
- ・「特別の教科 道徳」の実施を見据え、家庭や地域とも連携し、命を尊ぶ心や他者への思いやり、規範意識の醸成など、児童生徒の豊かな心を育む教育を推進します。(平成 30 年度から実施、中学校は平成 31 年度)
- ・家庭や地域社会と連携し、自分が生まれ育った地域や郷土を愛する心を育みます。

②読書活動の推進 【学校教育課】

- ・「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を活用し、児童生徒の読書活動の推進に努め、心の教育の充実を図ります。
- ・児童に読書の楽しさを感じてもらうため、朝の読書時間等にボランティアによる読み聞かせを進めていきます。

③特別活動の充実 【学校教育課】

- ・学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動を通して、児童生徒が自由な意見交換を行い、合意形成に関わり、役割分担して協力することで、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めます。

④人権教育の推進 【学校教育課】

- ・人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて、学校教育全体を通じた指導の充実に努めます。
- ・性同一性障害や LGBT に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応を図るとともに、児童生徒が差別することなく多様性を認め合うことができるよう、正しい知識と理解を深める指導を行います。
- ・児童生徒、保護者、教職員を対象とした様々な暴力から自分を守るための、CAPいばらきによる人権教育プログラムを活用した研修ワークショップを実施します。

- ・学校と家庭・地域との連携により、社会参画意識や公共の精神など社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成を図ります。
- ・教職員の人権に関する認識を深め、指導力を高める研修の充実を図り、人権教育推進体制の充実を目指します。

⑤ ボランティア活動 【学校教育課】

- ・児童生徒のボランティア活動等、社会奉仕の精神を養い社会の一員としての自覚を高める体験活動の推進を図ります。
- ・職業体験等を通して、地域社会の中で、自分にできることを考えたり、学んだり、実践したりする力の育成を図ります。

(2) 健康の増進や体力の向上

① 学校体育の充実 【学校教育課】

- ・保健体育の授業や部活動を通じて、児童生徒の体力の維持・向上を図ります。
- ・登下校時のスクールバス導入による体力低下や運動不足解消を図るため、体育授業の工夫や休み時間に目標を決めてマラソンや縄跳びを行うなど各学校で取組を進めます。
- ・児童生徒がスポーツの楽しさや意義・価値を実感できるような体育の授業や部活動の環境づくりを推進します。
- ・中学校の部活動指導については、地域と連携し学校外部の人材の活用を推進します。

② 保健教育の充実 【学校教育課】

- ・児童生徒の心身の発達に大きな影響を及ぼす、飲酒・喫煙・危険ドラッグなどの薬物乱用の防止についての指導を行います。
- ・児童生徒の発達段階に応じた、健康と命の大切さを育むがん教育を推進します。
- ・健康診断等の実施により、児童・生徒・教職員の健康維持と確保を図ります。

③ 学校給食・食育 【学校教育課】

- ・栄養教諭を担当校の食育指導に派遣し、児童生徒が学校給食を通して食に関する正しい知識と望ましい食生活へ改善していく力を醸成します。
- ・児童生徒が、栄養バランスのとれた献立を考え、調理することを通して、食への関心を高めることを目的

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

として開催している県の「つくろう料理コンテスト」への応募を促進します。

- ・給食費の公会計化による安定した食材調達と、調理業務委託による安全・安心な給食提供に努めるとともに、地場産物を使った献立を工夫するなど給食内容の多様化・充実化を図ります。

(3) 生徒指導の充実

①教育相談体制の構築 【学校教育課】

- ・確かな児童生徒理解に基づく教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努め、各学校が校長のリーダーシップのもと生徒指導体制づくりを行います。
- ・いじめ問題やインターネット上のトラブルなど生徒指導上での課題解決に向けて、教職員の研修等の充実を図ります。

②問題行動への対応 【学校教育課】

- ・お互いを思いやる心の教育の充実を図り、いじめや暴力行為の未然防止に努めます。
- ・学校・地域・家庭が連携し、児童生徒の規範意識の醸成や社会のルールやマナーを遵守する教育を推進します。
- ・児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、必要に応じて学校生活相談員による指導及び支援を行います。
- ・問題行動を起こす児童生徒に対しては、教育委員会と学校が連携して組織的に対応を図ります。

③教育相談の充実 【学校教育課】

- ・スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒一人一人の状況に応じて適切に相談を受けることができる体制を整備します。
- ・不登校の児童生徒に対して、適応指導教室(ひたちの広場)を設置し、体験・相談活動を通して学校復帰への支援を図ります。

子どもたち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出し、様々な課題にチャレンジできる資質・能力の育成

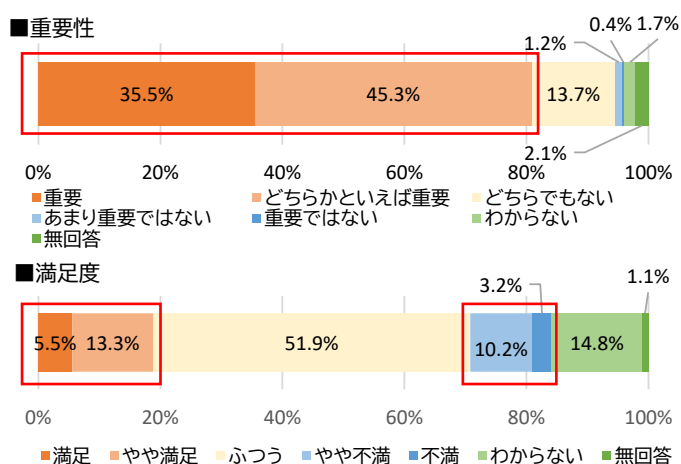
4 時代の変化に対応した教育の推進

● 現況と課題 ●

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年2月28日に、文部科学省から学校の臨時休業実施が要請され、全国の学校で一斉休業となりました。児童生徒は自宅学習となり、保護者や教職員も平時異なる対応を行わなくてはならず、その影響は大きなものでした。先が見えない中、児童生徒の学びを保障するため、「GIGAスクール構想」(児童生徒への1人1台端末の導入)の計画が前倒しされることになりました。Society5.0 時代を生きる児童生徒にとっては、スマートフォンや1人1台端末は鉛筆やノートのような文房具と同じ感覚で学習に活用するものであり、新学習指導要領では、情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力のひとつとして位置づけられています。

本市においても、令和2年度には、小中学校の全児童生徒分の1人1台端末を整備し、GIGAスクール構想に基づくICT教育の強化を図っているところです。端末には児童生徒が個別の学力の進捗状況に応じて自ら学びを進められる AI ドリルなどの機能も導入しており、授業では情報モラルに関する知識向上を図っています。

コンピュータ等の情報通信技術を活用した学習の重要性・満足度 (保護者)



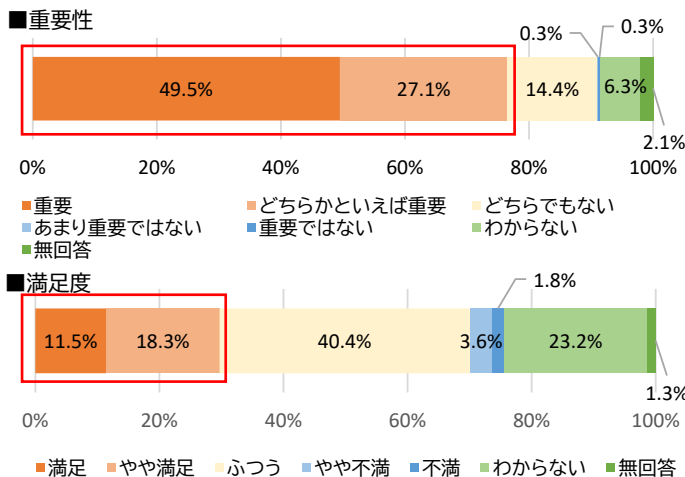
■保護者アンケートから
「コンピュータ等の情報通信技術を活用した学習」を重要と考える保護者は約81%だが、満足度は約19%と低く、不満を感じている保護者も約13%で、これからのICT教育の強化が求められています。

大規模災害や感染症拡大のような緊急時においても、児童生徒の学びを止めることがないように1人1台端末を有効に活用するICT教育の強化を図る必要があります。

これからの社会を生き抜く力を身に付けるには、国際的な視野を持つグローバルな人材を育成することが重要で、新学習指導要領では、小学生から段階的に外国語に慣れ親しみ、考えや気持ちを伝え合う対話的な言語活動を重視しています。本市では、小・中学校への外国語指導助手の派遣や小学校に英語非常勤講師を計画的に配置し、担任教諭とチーム・ティーチング(TT)により授業を行うことで、英語指導力の向上を図っています。

特別支援教育については、障害のある子どもが能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う必要があります。本市では、保育所等の訪問調査や就学前健診などの結果から、幼児教育施設と連携し、教育支援相談の案内や心理士との面談につなげるとともに、保護者に対しての支援や助言を行っています。小学校入学後も、支援が必要な児童生徒への対応を図るため学校支援員を配置し、個々の教育的ニーズをとらえ、生活面や学習面をサポートすることで、児童生徒が安心して学習に取り組める環境を整えています。

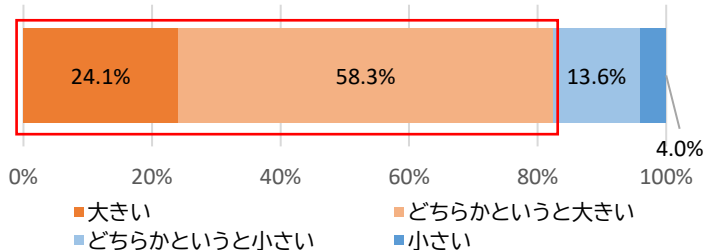
特別支援教育の重要性・満足度（保護者）



■保護者アンケートから
「特別支援教育」については約77%の保護者が重要と考えており、満足度は約30%となっています。

■教職員アンケートから
「インクルーシブ教育の推進」については約82%の教職員が児童生徒への効果が大きいと考えています。

児童生徒への効果／インクルーシブ教育の推進（教職員）



障害のある子ども一人一人の特別な支援についての課題を小・中学校と情報共有することで、幼児教育施設から小学校、小学校から中学校への円滑な接続につなげていくことが重要です。

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

● 取組方針 ●

- 各教科で1人1台端末を活用できるよう、ICT教育の強化を推進します。
- 国際社会で活躍する人材育成を目指し、異文化への理解を深める指導の充実を図ります。
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」を提供します。

● 具体的施策 ●

(1) ICTを活用した学びの充実

①GIGAスクールの推進 【学校教育課】

- ・児童生徒1人に1台の端末が完備され学習ツールとして活用し、これまでの教育の実践と組み合わせることで教育の質の向上を図ります。(対面授業とオンライン授業の実施)
- ・災害の発生や感染症拡大による学校の臨時休業等の緊急時においても、自宅学習や遠隔授業などを行うことで児童生徒の学びを保障します。

②ICT教育の強化 【学校教育課】

- ・各教科で1人1台端末を活用した分かりやすい授業や小テストの実施などを推進するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ・小・中学校の各段階に応じたプログラミング教育の充実を図り、児童生徒が論理的思考力を身に付けるための学習活動を実施します。
- ・家庭・地域と連携し、児童生徒の情報モラルの育成及び情報セキュリティに関する知識の向上を図ります。

(2) 国際性豊かな人材育成

①国際性豊かな人材育成 【学校教育課】

- ・小中一貫教育により、教職員の情報交換や指導方法の連携を図り、9年間を通した外国語(英語)教育を推進します。
- ・外国語指導助手(ALT)を活用した国際理解教育の充実を図ります。
- ・1人1台端末を活用し、日常的に英語の音や基礎的会話表現に慣れ親しませることで、グローバル化に対応した人材の育成を図ります。
- ・国際理解能力及びコミュニケーション力の向上を目指し、全中学校において「英語プレゼンテーション

フォーラム」へ参加します。

(3) 特別支援教育の充実

①それぞれのニーズに応じた支援と指導 【学校教育課】

- ・個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、連続性のある「多様な学びの場」を提供し、児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の「生きる力」を培う教育を推進します。
- ・特別な支援を必要とする子どもが十分な教育が受けられるよう、ICT等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化など施設・設備の整備等に取り組みます。
- ・視聴覚に困難を抱える児童生徒へ対応しデイジー教科書を導入するなど、ICTを活用した授業のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・特別な支援を必要とする子どもについては、教育支援委員会において、早期からの教育相談・支援や就学先の決定及びその後の一貫した支援についても助言を行っていきます。
- ・保育所等の訪問調査を実施し、特別な教育的支援が必要な子どもへの早期対応に努めます。
- ・教育支援相談を実施し、特別な支援を必要とする子どもの状況を把握するとともに、子どもの障害の受容に関わる保護者を支援します。

②支援員の配置 【学校教育課】

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、必要に応じて各校に学校支援員を配置します。

③特別支援教育の理解促進 【学校教育課】

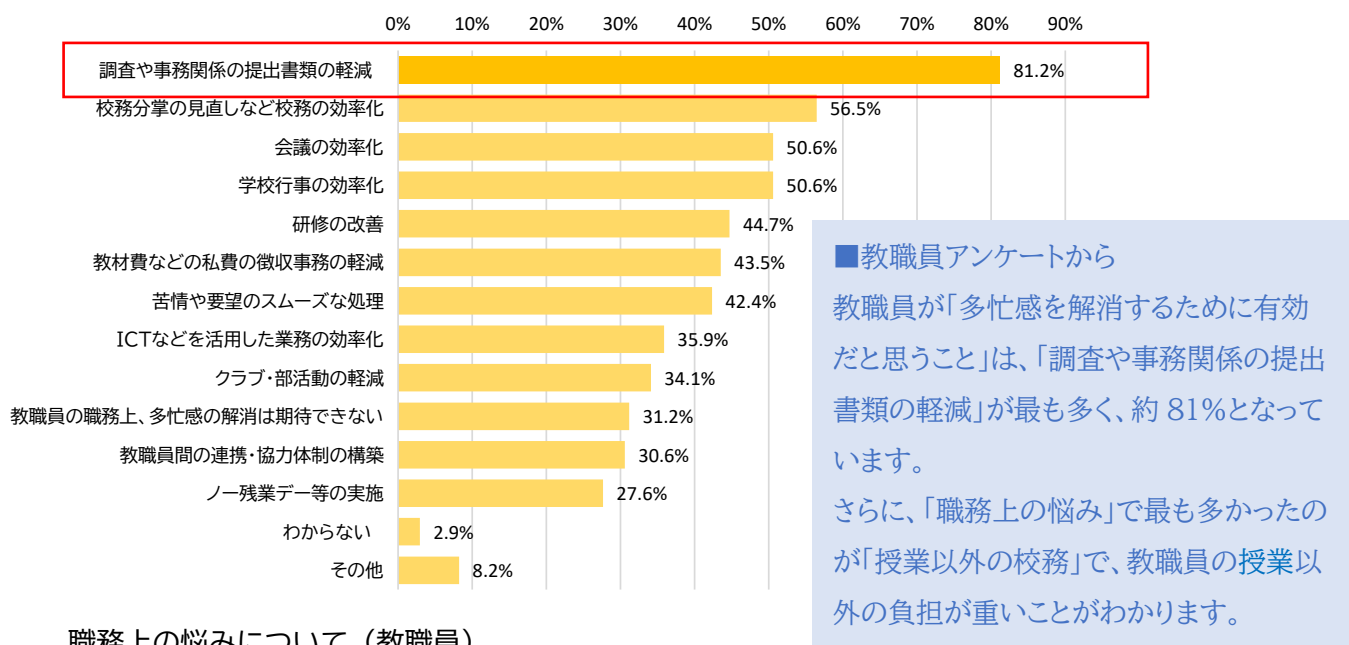
- ・特別支援教育に関する研修会を実施し、特別支援教育についての理解を深め、実践的な指導力を養い、教職員の資質の向上を図ります。

5 教育環境の整備

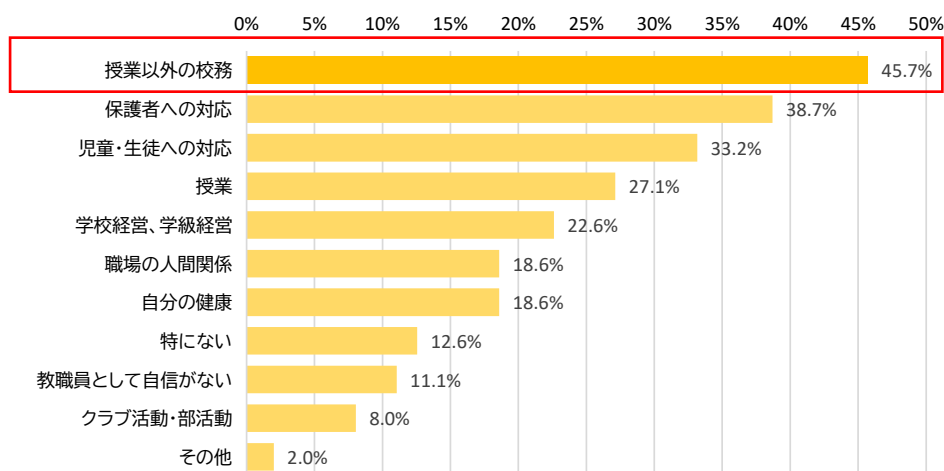
● 現況と課題 ●

文部科学省の教員勤務実態調査(平成28年度)では、若手教職員の増加や総授業時間数の増加、中学校における部活動指導時間の増加等により、小・中学校教職員の勤務時間は10年前の調査と比較しても増加していることが指摘されています。本市においても平成27年度の教職員アンケートでは、10時間以上勤務している教職員が67%という結果が出ており、教職員が健康でゆとりを持った教育活動ができるよう、職場環境向上に努めてきました。

多忙感を解消するために有効だと思うこと(教職員)



職務上の悩みについて(教職員)



今後は、校務支援システムの導入など教職員の負担軽減に努め、児童生徒と向き合う時間を増やしていくことが重要です。

児童生徒が安全・安心に学校生活を送るために、質の高い施設整備を行う必要があります。また、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、多様化する学習活動に対応していくことが重要です。

本市では、令和4年度の千代田義務教育学校開校に伴い、学校施設における耐震対策や大規模改修等については概ね完了となります。しかしながら基準改定に伴う耐震対策や空調設備など取り組むべき課題がまだ残されている状況です。

令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、小学校の学級編成において、それまで40人とされていた学級あたりの児童数上限を、学年進行により5年間かけて段階的に35人へ引き下げるとされました。これにより、一人一人の理解度に合わせたきめ細かな指導や教職員の負担の減少、新しい生活様式に対応した「密」を避ける効果などが期待されています。

かすみがうら市の学校配置図



学校統合により通学範囲が広がったため、スクールバスの運行や引き続き通学路の安全点検を実施するなど、児童生徒の登下校の安全確保に努めることが重要です。

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

● 取組方針 ●

- 時代の変化に対応して求められる資質・能力を高めるため、教職員の学びの継続を支援します。
- 児童生徒の教育環境の向上を図り、安全・安心な学校生活を確保します。

● 具体的施策 ●

(1) 教職員の資質向上

①教職員の資質能力の向上 【学校教育課】

- ・多様化する学校教育・教職員に対するニーズに対応するため、教職員の資質能力の向上を図る校内研修の充実を図ります。また、国・県などが実施する教職員のキャリアステージに応じた研修や学習指導要領の改訂等による新たな教育内容・教育課題に対応した研修への参加を促します。
- ・教職員の授業力向上を図るため、外部講師によるモデル授業等を実施します。

②教職員の職場環境の向上 【学校教育課】

- ・1人1台端末やデジタル教科書の導入などICTを活用することで、授業をより効果的・効率的に行います。
- ・出欠席や成績の管理、通知表・指導要録の作成、教職員の情報共有など多岐にわたる機能を持ち、教職員の業務の軽減・効率化に効果がある校務支援システムを導入し、活用していきます。
- ・給食費の公会計化により、給食費徴収・管理に係る教職員の事務負担軽減を図ります。
- ・運動部活動における専門的な技術指導者等を派遣し、顧問の教職員と指導の一体化を図り、多様化・高度化する生徒のスポーツニーズに即した運動部活動体制づくりを進めます。
- ・各学校において、教職員間のコミュニケーションを図り、助け合って職務を進めていける良好な職場環境づくりを推進します。
- ・教職員に対するストレスチェックを実施し、状況を早期に発見するとともに、働き方改革を推進し、多忙化の解消を図ります。
- ・市内全小中学校に留守番電話を設置して、時間外勤務の軽減を図ります。

(2) 教育を支える環境整備

①教育施設的环境整備 【学校教育課】

- ・令和元年度に策定した小中学校施設長寿命化計画を基に改修する優先順位を明確にし、改修・建替えの検討をしていきます。また、下稻吉中地区における給食施設整備についても進めていきます。

- ・各学校とのこまめなヒアリングを実施し、修繕が必要な箇所については適正な改善を行います。

②学校適正規模・適正配置 【学校教育課】

- ・令和4年4月、千代田義務教育学校の開校により、市内の小・中学校の適正規模化が図られ、今後は既存施設の適正な維持管理を行うとともに、より良い安全・安心な教育環境を確保できるよう計画的な改修を実施していきます。
- ・小学校の学級編成の標準が40人から35人へ引き下げられるため、少人数によるきめ細かな指導体制や新しい生活様式に対応した安全・安心な教育環境を計画的に整備します。
- ・学校再編に伴う跡地利用については、これら学校が地域に果たしてきた歴史的役割や地域事情にも配慮し、市の各種計画と整合を図りつつ、市全体で有効に活用することを前提に検討を行っていきます。

(3) 学校生活の安全確保

①登下校の安全確保 【学校教育課】

- ・関係機関と連携し不審者に対する対応を徹底し、登下校の安全確保を図ります。
- ・小・中学校の通学路の点検を実施し、安全を確保するとともに、中学生の自転車通学における交通安全指導など児童生徒の登下校時の交通事故防止のための指導に努めます。
- ・学校統合で通学距離が遠方になった児童生徒に対してスクールバスを運行し、登下校時の安全確保を図ります。

②校内の安全対策 【学校教育課】

- ・児童生徒が安全・安心な環境において学習できるよう、校内の防犯・防災に対する環境整備を図ります。
- ・児童生徒が自らの安全を守り主体的に行動する態度を育成するため、避難訓練の実施等、防災に関する教育の充実を図ります。
- ・地域と連携した避難訓練や災害時の引き渡し訓練等、学校・地域・家庭、行政等が連携した防災体制の充実・強化を図ります。
- ・教職員(指導者)を対象とした研修会を実施します。

6 学校・地域・家庭との連携協力

● 現況と課題 ●

本市では学校運営協力員を委嘱し、各学校で学校運営協力員会議を開催し、いただいた意見を学校運営に活かしています。また、各学校の教育活動の状況等については、学校のホームページや学校だよりを通じて情報発信をしています。

学校・地域・家庭が連携し協力していくのに必要なこと（市民・保護者・教職員アンケート）

	最も多かった意見	2番目に多かった意見	3番目に多かった意見
教職員	地域の人材を活かした学習支援 46.7%	PTA活動・子ども会活動と地域コミュニティ活動の連携 38.7%	学校の登下校時間に、地域で子どもの安全を見守る 35.7%
保護者	学校の登下校時間に、地域で子どもの安全を見守る 36.8%	PTA活動・子ども会活動と地域コミュニティ活動の連携 32.3%	学校から地域への情報提供（ホームページ、お知らせなど） 26.2%
市民	PTA活動・子ども会活動と地域コミュニティ活動の連携 33.6%	学校の登下校時間に、地域で子どもの安全を見守る 26.1%	学校から地域への情報提供（ホームページ、お知らせなど） 20.6%

■ アンケートから

「学校・地域・家庭が連携し協力していくのに必要なこと」については、市民・保護者・教職員が共通して「学校の登下校時間に、地域で子どもの安全を見守る」と「PTA活動・子ども会活動と地域コミュニティ活動の連携」があがっています。

教職員では「地域の人材を活かした学習支援」が必要という意見が最も多くなっています。一方、市民と保護者は「学校から地域への情報提供」を求める意見が多くありました。

教職員アンケートからは、地域の人材を学習支援に活かしたいという意見が多く、地域人材の授業への活用について検討していくことが求められています。

現在、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、子どもの育ちは学校だけでは支えきれず、社会全体で支えていくことが求められています。国では地域と学校が連携・協働していく具体的な取組としてコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動の一体的推進を進めています。

本市においては、現在、下稻吉中学校区三校連支援ボランティアと霞ヶ浦中学校区学習支援ボランティア(寺子屋運武館)が、地域住民による放課後及び土曜日の学習支援や体験教室などの地域学校協働活動を行っています。

現在行われている地域学校協働活動を市全体へ拡大していくことが求められています。また、今後はコミュニティ・スクールの設置についても検討していくことが必要です。

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、すべての保護者が安心して家庭教育を行える支援体制を構築する必要があります。本市においては、未就学児の保護者や小・中学校に入学した学年の児童生徒の保護者を対象に家庭教育学級を実施し、講演会や親子教室等を開催するとともに、保護者同士の情報交換やネットワークづくりの場を提供してきました。

不安や悩みを抱えた子育て家庭を社会全体で支えていくために、地域の力を家庭教育支援へと活用していく仕組みづくりが求められています。

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

● 取組方針 ●

- これまで地域が取り組んできた子どもたちへの教育支援体制のさらなる促進を目指します。
- 地域と学校の連携・協働を推進し、社会全体で子どもの育ちを支えます。

● 具体的施策 ●

(1) 開かれた学校づくり

①開かれた学校づくり 【学校教育課】

- ・学校、地域、家庭が協働し、地域に開かれた学校を目指します。
- ・学校運営協力員制度や外部評価を取り入れ、幅広く意見や助言を求め、学校運営の工夫や改善に活用します。
- ・家庭、地域の学校に対する理解を深めるため、学校ホームページを活用し情報発信を行います。

(2) 地域で子どもを育む環境づくり

①地域力の活用 【学校教育課】【生涯学習課 社会教育】

- ・「地域の子どもは地域で育てる」という基本理念に基づき、子どもたちのために地域住民が取り組む放課後及び土曜日の学習支援や体験教室などのボランティア活動を支援します。
- ・下稲吉中学校区三校連支援ボランティアや霞ヶ浦中学校区学習支援ボランティアが行っている放課後子ども教室や放課後・土曜日・夏季・冬季休暇中の学習支援などを、住民と連携を図りながら、千代田義務教育学校地区へ拡大を促進します。
- ・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について、導入に向けた調査・研究を検討します。

②地域と連携した子どもの安全確保 【学校教育課】

- ・地域の協力で「子どもを守る110番の家」を設置し、登下校中の児童生徒の安全確保に努めるとともに、災害時の安全確保等全般にわたり地域と連携した防災体制の充実を図ります。
- ・市子どもを守る母の会の活動を支援し、少年の非行防止活動の推進を図ります。

(3) 家庭の教育力の向上

①家庭の教育力充実事業 【生涯学習課 社会教育】

- ・家庭教育は、すべての教育の出発点です。子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の環境は多様化しており、子育てや家庭教育を学校、地域が連携し支えます。
- ・家庭教育学級は、小・中学校へ入学した学年の児童生徒の保護者と、幼児教育施設を対象に子育てに関する研修会、講演会や親子教室などを実施するとともに、保護者同士の情報交換、仲間づくりの場としても活用します。
- ・家庭教育学級開催に向けて、生涯学習活動において一芸に秀でた方に講師・指導者として登録いただいた人材バンクの情報を提供し、保護者への家庭教育を支援します。
- ・訪問型家庭教育支援員が子育てに不安や悩みを抱えた保護者などへ訪問型の家庭教育支援を行う事業を検討します。

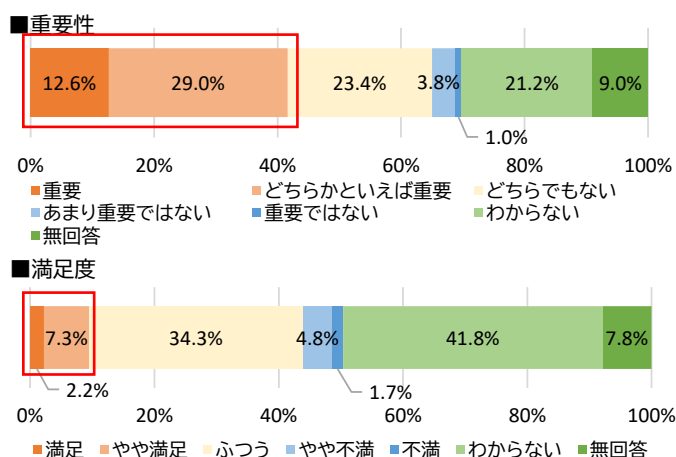
1 青少年の健全育成

● 現況と課題 ●

本市では、「青少年育成かすみがうら市民会議」が中心となり、次世代を担う青少年の健全育成を図るため市民全員が一体となった活動を年代ごとに段階的に展開しています。関係機関・団体等との連絡調整や青少年の健全育成を推進するための各種事業を実施するとともに、市民への広報・啓発活動を行っています。

本市の生涯学習に関する意識調査(令和2年度)では、「市民総ぐるみの青少年健全育成」についての重要性で、約4割の市民が「重要」、「どちらかといえば重要」と考えています。本市の青少年の健全な育成を図るためには、「青少年育成かすみがうら市民会議」の活動を継続して推進していくことが重要です。しかし、「青少年育成かすみがうら市民会議」及び市内で活動する各種社会教育団体は構成員の高齢化や固定化が生じております。また子どもたちにバラエティに富んだプログラムを提供していくことが必要になってい

市民総ぐるみの青少年健全育成に対する将来の重要性・満足度(一般市民)



■ アンケートから

「市民総ぐるみの青少年健全育成に対する将来」を重要と考える一般市民は約41%に達していますが、満足度は約9%と低く、さらなる推進が求められます。

青少年を取り巻く社会情勢が急激に変化する中で、青少年健全育成に向けた団体の安定的な運営を支援し、活動の活性化を図っていく必要があります。さらに、共働きの子育て家庭の増加や保護者のライフスタイルの多様化により、就学児童が放課後等を安全に過ごすことができる居場所づくりが求められています。



巡回指導(令和3年6月実施)



かすみがうら市ウィークエンド・
コミュニティ・スクール事業



かすみがうら市子ども会育成連合会による
親子ふれあいハイキング



放課後児童クラブ



令和元年度 子ども未来フェスティバル(KWCS事業)



令和2年 成人式実行委員会

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

● 取組方針 ●

- 次世代の担い手として活躍が期待される各年代の青少年活動団体の安定的な運営と活動の活性化に向けた支援を行います。
- 青少年健全育成の充実に向けて、地域社会における多様な主体の連携体制の構築を図ります。
- 青少年が健全に学び育つことのできる地域社会の形成及び安全・安心な居場所づくりを推進します。

● 具体的施策 ●

(1) 青少年健全育成活動の推進

①「青少年育成かすみがうら市民会議」の活動 【生涯学習課 社会教育】

- ・学校・地域・家庭が連携して市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組むため、市民の方からの会費(賛助金)により活動する「青少年育成かすみがうら市民会議」の構成員の多様化と、新たな担い手が参加しやすい環境づくりを図るなど円滑な運営を支援していきます。
- ・中学生の主張大会やジュニア和太鼓教室の開催等の地域社会における青少年の活躍の場の充実を図ります。
- ・市子ども会育成連合会やウィークエンドコミュニティスクール等の市内で活動する各種団体との連携・協力により、子どもたちが学校や家庭では経験できない各種体験活動(自然体験活動や農林漁業体験、国際交流体験など)の機会を意図的・計画的に創出していきます。

②各種青少年育成団体への支援 【生涯学習課 社会教育】

- ・「地域の子どもは地域で育てる」という基本理念に基づき、文化、レクリエーション、スポーツなどを通して青少年の健全育成活動に取り組む各種団体を支援します。
- ・市子ども会育成連合会の様々な事業及びリーダーの育成(若返り)による安定的な運営を支援し、地域全体の活動の活性化を図ります。

③放課後の子どもの居場所づくり 【子ども家庭課・生涯学習課 社会教育】

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用等に向けて、ニーズ量を注視しながら必要な措置を講じることとします。
- ・子どもたちの学習や多様な活動を支援する地域団体の設立促進及び育成を支援します。

(2) 青少年の健全育成と体制の整備

①青少年相談体制の充実 【生涯学習課 社会教育】

- ・次世代を担う青少年が個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性などを兼ね備え、活力に満ちた一人の人間として成長することができるように、青少年相談員が中心となって相談及び助言・指導を行っていきます。
- ・青少年相談員が中心となって、青少年の考え方や取り巻く社会の変化などの市内の青少年の現状に関する情報を常に把握しながら、目まぐるしく変化する社会情勢に対応した予防・対策に努めます。
- ・青少年相談員及び各種青少年団体等との連携協力体制の構築による、青少年の更生や健全育成に向けた体制の充実を図ります。

②非行の未然防止・早期発見 【生涯学習課 社会教育】

- ・登下校時の生徒に対する「あいさつ・声かけ運動」や青色パトロール車での市内巡回など、地域での見守り活動を行い、適宜声掛けを行うことで青少年の安全な地域社会の推進に取り組みます。
- ・スマートフォン等の普及に伴い、SNS 等により犯罪等に巻き込まれることを防止するため、地域や関連団体と連携し保護者・青少年に対するネットリテラシーなどの啓発や教育活動を実施します。
- ・市のイベントの際に青少年相談員のブースを設け、啓発物品の配布と巡回指導を行います。また、朝の神立駅の乗降者にあいさつ声かけ運動を行います。

③学校・地域・家庭等が連携した環境浄化活動 【生涯学習課 社会教育】

- ・青少年の健全な育成に影響を与える関係団体との連携を図り、青少年の見守りや利用・購入の制限といった規制を促進し、非行の誘因となる行為の抑制を図ります。
- ・街中における青少年の健全な育成に影響を与える広告物や落書きといった有害環境を、地域の多様な主体と連携し、清掃や撤去又は青少年の目に触れないように工夫するなどの改善を図ります。
- ・地域社会における青少年に対する関心の低さや、周辺住民との関係性が希薄な社会情勢などを改善し、地域で青少年の健全育成を図る心理的環境の啓発や意識の醸成を図っていきます。

(3) 地域の担い手の育成

①高校生会活動の活性化 【生涯学習課 社会教育】

- ・高校生会を主体とした若者の視点による地域の魅力創出や課題解決に向けたイベント、市内の催し、福祉活動、研修旅行の開催などの機会を創出することで若者の地域への愛着を醸成します。

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

- ・高校生会主体による活動が円滑に進められるように、青年会的組織の「大人クラブ」や「市子ども会育成連合会」などの市内で活躍する多様な主体との連携を促すなど、若者が活躍することのできる地域社会の形成に向けた支援を行います。
- ・市の催しにおいて小・中学生の能力を活かした活躍の場を創出し、高校生会との交流を図ることで、将来の高校生会への参加につなげ、安定的な運営を図ります。

②二十歳の集いの開催を通しての担い手の発掘・育成 【生涯学習課 社会教育】

- ・二十歳の集い実行委員会などの若者の自主的な活動を支援するとともに、青年会的組織の「大人クラブ」や「市子ども会育成連合会」などの団体と連携し、将来の地域の担い手の発掘と育成に努めます。
- ・地域の次世代の担い手づくりに向けて、高校生会から二十歳の集い実行委員会への入会を働きかけ参加する若者を増やし、地域での安定的な活動を支援していきます。

全ての市民が自分らしい生き方を自ら選択し、より豊かな人生につなげる学びの充実

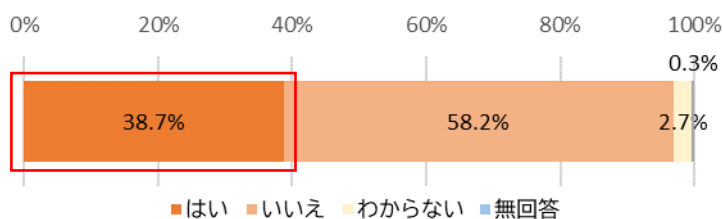
2 生涯学習の充実

● 現況と課題 ●

国においては、教育基本法第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

本市では、平成28年度より中学校単位で地区公民館を拠点として、市民が心豊かな生活が送れるよう、あらゆる世代や様々な目的に応じた講座や教室、催しなど多彩な生涯学習プログラムを企画、提供しています。また、市民が意欲を持って自主的に生涯学習に取り組んでもらえるよう、社会教育団体の活動支援や文化団体やサークル、講座受講生の作品展示やステージ発表など、発表の機会の場を提供しています。しかし、社会情勢の変化に伴い市民が求める生涯学習活動が多様化・高度化するとともに、生涯学習団体の高齢化や固定化が課題となっています。

趣味やスポーツなどの生涯学習活動の取組状況

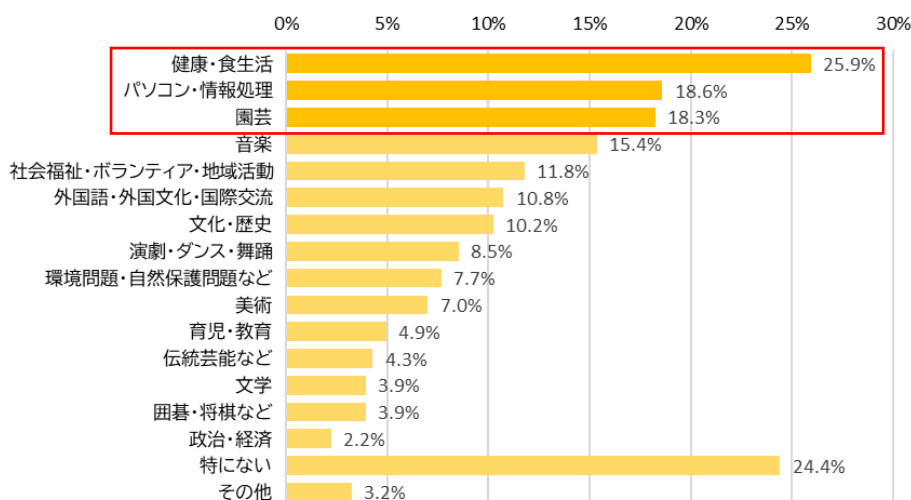


■ アンケートから

趣味やスポーツなどの生涯学習活動の取組状況は、取り組んでいる(はい)が約38%にとどまっており、半数以上が取り組んでいないことがわかります。

行っている又は行ってみたいサークル活動は、健康・食生活が約25%で最も多く、パソコン・情報処理や園芸が次いで多くなっています。

行っている又は行ってみたいサークル活動



今後は、市民の仲間づくりや新規に参加する人を増やすとともに開かれた地区コミュニティの形成を図るために、屋外公共空間の利活用や ICT を活用するなどの新しい生活様式に対応した生涯学習機会の充実と地域活性化に向けた実践への展開を図る必要があります。



大人大学



子ども大学



公民館講座



高齢者大学



ふれあい生涯学習フェア



地区コミュニティ推進委員会 主催事業

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

● 取組方針 ●

- 生涯学習団体の学習機会の充実に向けた活動と安定的な運営に対する支援を行います。
- 生涯学習活動で培った多様な知識や技術を地域の活性化へと繋げるための実践の機会の充実を図ります。

● 具体的施策 ●

(1) 推進体制の確立

①生涯学習推進体制の整備 【生涯学習課 社会教育】

- ・生涯学習の進むべき方向性や様々な課題に対し、諮問機関などからの専門的意見の聴取に努め、本市の生涯学習推進体制の整備を推進します。

②生涯学習推進計画の改定 【生涯学習課 社会教育】

- ・市民が自己を磨き豊かで充実した人生が送れるよう、自ら生涯にわたっていつでも学び、その成果が活かせる社会の実現を目指し、本市の「生涯学習推進計画」改定の準備を進めます。

(2) 学習機会の提供と生涯学習団体への支援

①多様な生涯学習機会の提供 【生涯学習課 社会教育】

- ・市民のライフステージや目的に応じたイベント、催し、講座、研修会など、多様多彩な生涯学習プログラムの提供と各世代の受け皿となるジュニアリーダーから大人クラブまでの安定的な組織運営の定着を図ります。
- ・将来を担う子どもたちの知的好奇心や学問への興味の向上を図ることを目的として「子ども大学」を実施し、専門家の講義を受ける機会を提供します。
- ・若い市民の地域や行政への関心を高めるために 20～40 代対象の「大人大学」を実施し、地域の担い手の発掘や育成を図ります。
- ・高齢者が、心身ともに健康で豊かなシニアライフを送る一助となるよう「高齢者大学」を実施し、新しい体験や学習をする機会を提供します。
- ・市民のまちづくりへの関心と市政への参加意識の向上を図るとともに、職員が市民ニーズを把握する機会として、市民と行政が協働してイベント等を開催します。

- ・障害者の多様な生涯学習活動を通じた社会参加に向けて、主体的に取り組むことのできる機会の充実を図ります。
- ・市民の主体的な学びを阻害しない新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた ICT 技術や屋外公共空間を活用した生涯学習機会の提供方法を検討します。
- ・平日の日中に限らず、夜間や休日、またはオンラインによる学習機会を提供し、参加機会を拡充します。

②サークル等活動団体への支援 【生涯学習課 社会教育・地区公民館】

- ・生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなど、団体の目的に応じて自主的な文化活動を展開する文化活動団体の支援を継続していきます。
- ・公民館講座受講後に自主的な文化活動を展開する団体については、受動的な学びだけでなく能動的な学びの機会を盛り込む等の自立的な活動及び団体運営に向けた支援の強化に取り組んでいきます。
- ・市内で活動する文化活動団体の活動内容等の情報を広報紙やマナビィかすみがうら(生涯学習WEB)に掲載し、市民への周知を図り活動への参加や加入を促します。

③成果発表機会の提供 【生涯学習課 社会教育】

- ・多くの市民に生きがいとやりがいを持って、活動に取り組んでもらえるようにあじさい館ホール等のフリースペースを活用した展示、「ふれあい生涯学習フェア」の開催等の発表機会を提供します。
- ・成果発表の場を求める団体と展示・発表の場を提供する施設や組織との仲介を行います。
- ・生涯学習を通じて培った知識や技術を地域の課題解決や魅力向上に向けて成果を波及させていくために地域や他団体との仲介などの実践の機会の提供を図ります。

(3) 施設の整備と学習環境の充実

①生涯学習施設の維持管理と整備 【生涯学習課 地区公民館】

- ・公民館が集約する地区内の様々な人材等の地域資源の魅力向上を図り、地区へ還元し地区コミュニティの強化や地区の魅力向上へ繋げる拠点としての役割を強化していきます。
- ・公民館は、毎年の修繕計画に基づいた予算措置を行い、継続的、効果的な利用促進を図ります。
- ・霞ヶ浦地区内の旧地区公民館については、霞ヶ浦公民館を補完する集会施設として、地元のニーズに対応したサービス提供による利用促進が図れるよう関係部署と地域住民とのつなぎ役としての役割を強化していきます。

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

- ・現在、施設の位置づけのない下稻吉中地区公民館については、地域住民とともに施設の適正な配置について検討していきます。

②公民館講座等の充実 【生涯学習課・地区公民館】

- ・多様化・高度化する市民のニーズに対応した講座の開講に努めるとともに、より多く方に参加いただくために屋外公共空間や ICT 技術を活用した参加機会の充実を図ります。
- ・若年層や女性層、子育て世代などターゲットを絞った講座の企画を行い、若年層の文化活動に対する興味・関心を醸成することにより、幅広い年齢層の団体の育成を図ります。

③図書館奉仕[※]の充実 【生涯学習課 図書館】

※図書館奉仕：図書館法第3条に規定する、図書館が行う資料収集やサービスを含む業務の総称。

- ・多様化する住民ニーズに対応できるよう、図書資料の充実とサービスの向上に努めるとともに、利用者が必要とする資料や情報の検索、提供などの手助けをするレファレンスサービス等のきめ細かなサービスの充実を図ります。
- ・各種図書館ボランティアと連携を深め、市民協働により多様な世代の利用を促進する図書館運営を推進します。
- ・新たに建設が計画されている、複合交流拠点施設と連携したサービスの向上を図ります。

④読書の普及活動 【生涯学習課 図書館】

- ・オンライン・電話予約サービスによる図書の貸し出しサービスを行い、新しい生活様式に対応した読書の普及活動を実施します。
- ・幼い頃から本に親しみ、読書習慣を身につけてもらえるよう、4か月児健診時のブックスタートや子どもたちへの読み聞かせ等を行います。
- ・秋の読書週間に読書感想文等の作品の募集・展示を行い、市民の読書活動を促進します。
- ・本に親しむきっかけづくりとして、読書会連合会の講演会を支援します。
- ・図書館のビデオライブラリーを活用して、霞ヶ浦公民館土曜名画座を実施します。

(4) 情報の提供

①生涯学習人材バンクの活用強化 【生涯学習課 社会教育】

- ・市民が自らのテーマやライフスタイルに応じて「自ら学ぶ生涯学習」を実践することを促進するために、ニーズに対応した学習機会を提供する生涯学習人材バンクの登録者の拡充に努めます。

- ・生涯学習に取り組む多様な団体等のニーズに沿った生涯学習人材バンクの運用方法を検討します。
- ・生涯学習活動に取り組む多様な団体等と連携して生涯学習人材バンクの活用や仕組みの普及啓発を図ります。

②生涯学習に関する情報提供 【生涯学習課 社会教育】

- ・講座の募集情報や各種事業の紹介などを、マナビカすみがうらやホームページ、SNS等を活用して、生涯学習に関する幅広い情報の提供に努めます。

(5) 市民協働型の地域コミュニティ活動

①市民協働型のコミュニティ活動 【生涯学習課・地区公民館】

- ・自律的な地区コミュニティを形成するために、地区公民館を拠点として地域内で共感しあえる者同士が自発的に結びつくことのできる機会の創出を図っていきます。
- ・地区コミュニティの活性化を目指し、各地区の特性や抱える課題に応じて市民自らが企画提案した地域ニーズに即した活発なコミュニティ活動を推進します。

②地区公民館組織の編成 【生涯学習課・地区公民館】

- ・地区間交流の促進により更なるコミュニティ活動の活発化を図るとともに、地区コミュニティ推進委員の新たな担い手の掘り起こしと地域ニーズを踏まえた地区公民館の組織形態の見直しなどについて、実情を考慮しながら検討していきます。
- ・地区公民館コミュニティ推進員は、地域コミュニティの活性化を目指し地域の発展、地域づくりの担い手の発掘や育成のため推進員として個々の技術や知識を活かすとともに、地域内の人材を活かした自律的な運営を推進します。
- ・地区公民館組織の人材の循環を促し、地域ニーズに対応した効果的で実行性のある運営を図ります。

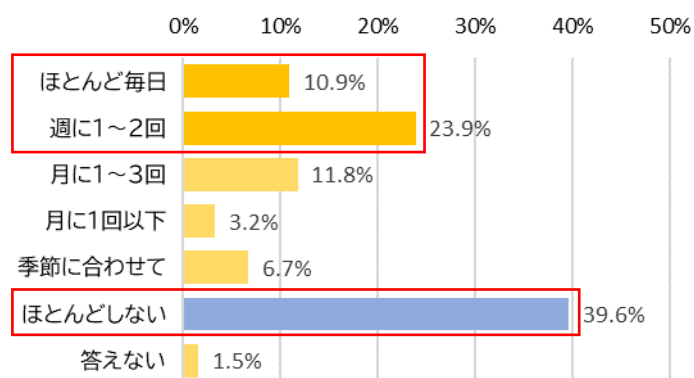
3 スポーツ・レクリエーション活動の振興

● 現況と課題 ●

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法では、スポーツ団体は、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むことに努めることが定められています。

本市においては、青少年健全育成の面からもスポーツ少年団の支援や体育協会と加盟団体の活動支援を行っています。本市の生涯学習に関する意識調査(令和2年度)では、スポーツをすることが好きという回答が高くなっていますが、スポーツの取組状況が低い状況となっています。また、市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進していく、スポーツ推進委員や市民ボランティアの固定化・高齢化が課題となっています。

スポーツの取組状況(一般市民)

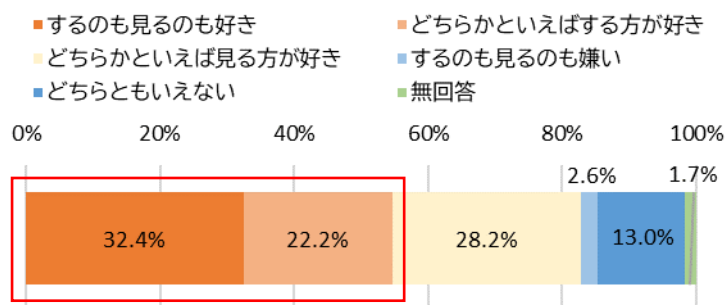


■ アンケートから

スポーツの取組状況は、ほとんどしていないという人が約 39%に達しています。スポーツに取り組む人の中では、週に1~2回の約 23%が最も多くなっています。

運動やスポーツに対する関心は、するのも見るのも好きと回答したのが最も多い約 32%を占めており、どちらかというとする方が好きの約 22%と合わせて合計約 54%で過半数に達しています。

運動やスポーツに対する関心(一般市民)



市民のスポーツ活動を推進するために、これからもライフステージや目的に応じて市内のスポーツ団体の活動を支えていくとともに、育成強化を図ることが重要です。また、新しい生活様式に対応したスポーツ・レクリエーション活動の振興に向けた方策の検討や老朽化しているスポーツ施設の改修を必要に応じて適宜進めていくことが大切です。



かすみがうらマラソン



スポーツフェア



スポーツ少年団



総合型地域スポーツクラブ



総合型地域スポーツクラブの概要

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

● 取組方針 ●

- 市民の世代や目的に応じたスポーツ機会の充実に向けた支援を行います。
- 新しい生活様式に対応した安全・安心なスポーツ環境の創出を図ります。

● 具体的施策 ●

(1) 活動の推進

①スポーツ・レクリエーション機会の提供 【スポーツ振興課】

- ・市民の健康寿命の延伸、青少年の健全育成など、ライフステージや目的に応じて新しい生活様式に対応した「スポーツのある生活」を送れるような体制づくり、システムづくりを推進します。
- ・スポーツイベントやスポーツ教室を開催し、市民がスポーツやレクリエーションに参加する機会を、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら提供していきます。
- ・子どもがスポーツを日常的に気兼ねなくできるわかぐり運動公園等の屋外公共空間の確保とレクリエーションを通じて楽しみながらスポーツに取り組める機会の充実を新しい生活様式に対応して検討します。
- ・国際盲人マラソン大会でもあるかすみがうらマラソンは、障害者が参加できる本市のスポーツイベントとして定着しています。新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、応援・募集企画などを実施し、市民等が参加できる大会を今後も継続して推進していきます。

②総合型地域スポーツクラブの支援 【スポーツ振興課】

- ・総合型スポーツクラブとの連携、スポーツ・レクリエーション祭や各種スポーツ教室を開催するなど誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の充実を図っていきます。

(2) 施設の利用促進

①スポーツ施設の効率的な活用 【スポーツ振興課】

- ・既存のスポーツ施設の効率的な活用を促進し、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら様々なスポーツ需要に対応していきます。
- ・オンライン予約システムの徹底と適正な維持管理による施設環境の質的向上に努め、さらなる施設利用を促進します。

②スポーツ施設の整備と利便性の向上 【スポーツ振興課】

- ・公共施設等マネジメント計画に沿って、必要に応じ整備の計画を立てて順次修繕を行います。

- ・市民が誰でも気兼ねなく安全・安心にスポーツに取り組むことができる施設の提供を推進していきます。

③スポーツ・レクリエーションの場の提供 【スポーツ振興課】

- ・地域のスポーツ団体への安定的なスポーツ施設の提供や利用者の利便性を考慮し、社会体育施設だけでなく、学校などの体育施設を活動の場として提供します。

(3) 団体の育成

①スポーツ少年団や体育協会活動の支援 【スポーツ振興課】

- ・スポーツを通して青少年の健全育成を図るスポーツ少年団の活動を支援します。
- ・体育協会とその加盟団体等の自主的な活動を支援します。
- ・全国大会へ出場するスポーツ少年団や小学校を対象に補助金を交付し、ジュニア選手の育成を支援します。

②スポーツ活動の推進 【スポーツ振興課】

- ・スポーツ推進員と連携して、スポーツ指導者の育成・強化と、地域のスポーツ活動やスポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアの養成と活用を図ります。
- ・スポーツ団体の育成強化に努め、各種事業や団体活動との連携強化を図ります。
- ・スポーツ推進委員を募り、計画的な育成に努めスポーツの振興を図ります。

4 地域文化の継承と創造

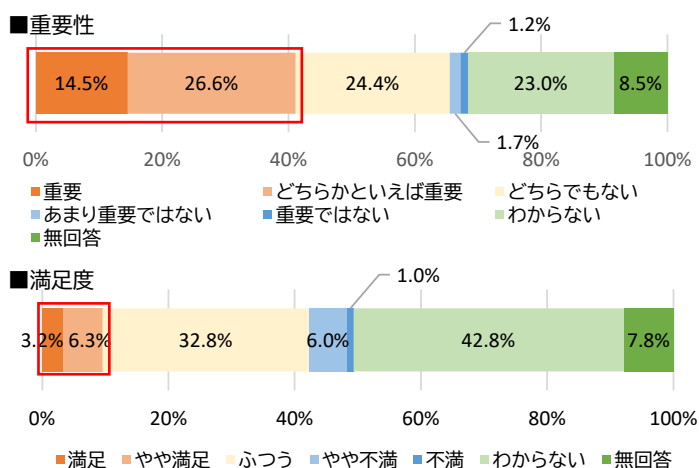
● 現況と課題 ●

地域文化において、文化財は地域の歴史や文化について継承されてきたものであり、芸術は新たな文化を創造していくものです。

本市には、国指定重要文化財「椎名家住宅」をはじめとし、県指定、市指定の史跡や建造物、彫刻などの文化財があります。県指定史跡である「富士見塚古墳」は、数基の古墳からなり、一帯は古墳公園として整備され、展示館では出土品を公開しています。

本市の生涯学習に関する意識調査(令和2年度)では、市の文化財や歴史を活用したふるさと教育の推進や伝統・文化に関する教育(郷土教育)の満足度が低くなっています。また、地域文化の保護・継承に向けた各種資料の整理・保護・調査研究及び活用が、市民学芸員の固定化などによる人材不足のため、十分に取組めていないことが課題となっています。

市の文化財や歴史を活用したふるさと教育の推進に関する重要性・満足度(一般市民)



■ アンケートから

「市の文化財や歴史を活用したふるさと教育の推進」を重要と考える一般市民は約41%となっていますが、満足度は約9%と低く、さらなる推進が求められます。

今後も、文化財については保護に努めるとともに、埋蔵文化財などの適正な保存・管理を行っていくことが必要です。また、これらの文化的資料等を展示・公開し、郷土の歴史・文化に触れる機会を増やしていくとともに、それに合わせて市民学芸員等の安定的な担い手の確保・育成が求められています。芸術については、市民が芸術に触れる機会の充実を図るとともに、社会情勢の変化に応じた市民の多様な創作・表現活動を受け入れる体制づくりや意識啓発が必要となります。



富士見塚古墳フェスタでの古墳ヒコーキ飛ばし



帆引き船の組み上げの調査



郷土を伝える先人マンガシリーズ



特別展の講演会



博物館での展示事業

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

● 取組方針 ●

- 市民が優れた芸術・文化に触れる機会の充実及び後世に伝えていくための環境整備を図ります。
- 新たな芸術・文化の創造を図るため、市民の多様な創作・表現活動を推進するとともに、分け隔てなく受け入れる体制や意識啓発を図ります。

● 具体的施策 ●

(1) 文化財などの継承と保護、活用

①文化財の保護、保存と継承 【生涯学習課・歴史博物館】

- ・市の歴史、文化に関する各種資料などの収集、整理、保存、調査研究及び活用に努める専門的知識や技術を有する学芸員の拡充を図ります。
- ・「かすみがうら市文化財保存活用地域計画」の策定に向けて、地域の指定文化財、埋蔵文化財を総合的に把握し、適正な保存活用に向けた指針を定め、文化財の保護とともに観光やまちづくりにも寄与する計画を進めます。
- ・筑波山地域ジオパーク協議会と連携し、筑波山地域ジオパークが持つ自然や歴史民俗、文化を大地の遺産として保護、保全、継承するとともに、地域との協働により郷土教育や観光ツーリズムの資源として活用を図ります。
- ・明治時代に、本市出身(旧霞ヶ浦町)の折本良平により考案された帆引き船の地域との協働により後継者の育成に努めるとともに、後世へ継承していくために無形民俗文化財としての県指定を目指します。

②歴史博物館や富士見塚古墳公園の充実 【生涯学習課・歴史博物館】

- ・かすみがうら市文化財保存活用地域計画の策定及び風返稻荷山古墳出土品の国指定化と合わせて、国宝・重要文化財を展示・公開することできる公開承認施設に向けて歴史博物館の大規模改修に努めます。
- ・富士見塚古墳公園の観光客の利用促進に向けた環境整備を図るとともに、歴史博物館の展示内容及び郷土教育に向けた講座開催等の充実に努めます。

③文化財や文化的景観の有効活用 【生涯学習課・歴史博物館】

- ・関係部局と連携し文化財・ジオパークを観光資源や郷土教育の教材として活用した事業を積極的に実施していくとともに、指定文化財の説明板や案内板を計画的に設置するなどの環境整備を図ります。
- ・筑波山地域ジオパークの観光資源としての魅力を市内外へ向けて積極的に発信します。

④市民学芸員の観光ボランティア活動 【生涯学習課・歴史博物館】

- ・観光客に対して文化財や郷土の歴史について案内をする市民学芸員や観光ボランティアなどの人材を育成する養成講座等の機会を増やすとともに、市外からも募集するなど会員の増加を図ります。
- ・市民学芸員の育成を図るため、博物館学芸員等が講師となるセミナー等の機会の充実を図ります。
- ・関係部局と連携して、博物館がハブとしての役割を果たし、市民学芸員やボランティア等の個々の意欲や素養に応じた活躍の機会の充実を創出します。さらに、市民や各種団体の自立的な文化の継承と活用に向けた担い手の育成と体制づくりを図ります。

(2) ふるさと教育の推進

①歴史博物館を活用したふるさと教育の充実 【生涯学習課・歴史博物館】

- ・特別展・企画展などの展示会の開催、昔からの習慣・行事などの歴史・文化を学ぶ講座や体験教室、歴史刊行物の作成発行など、多くの市民が本市の歴史や文化を学び郷土に対する誇りと愛情が醸成されるように、多様なふるさと教育を推進していきます。
- ・児童生徒がかすみがうら市の郷土に関する調査・研究を通じて、郷土に対する誇りと愛情が醸成されるように、学校と連携し、かすみがうら市に関する資料公開などの環境整備に努めます。

②市民への地域の歴史・文化の周知 【生涯学習課・歴史博物館】

- ・歴史博物館において、多様な世代のニーズにスポットをあてた特別展や企画展を開催するとともに、展示内容や講演会についてもICT技術を活用した動画の配信など多様な世代が参加しやすい開催方法を検討します。
- ・特別展や企画展にあわせて講演会等の催しを開催したり、小学生にも分かりやすい「先人マンガシリーズ」の作成や SNS を活用した情報発信、学芸員や市民学芸員を派遣する「出前博物館」等の多様な世代に沿った周知や理解を深める方法を検討します。

(3) 芸術・文化活動の推進

①市民の芸術・文化活動の機会の充実 【生涯学習課 社会教育】

- ・市内で活動する文化活動団体などの活動の場所と展示、発表の場をSNSや動画配信サービス等も活用しながら安定的に提供し続けるとともに、その活動内容等の情報を広報紙や市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。
- ・市民が実行委員となり企画・運営するふれあい生涯学習フェア(市民文化祭)を開催し、市民自らが芸

基本方向2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

術・文化活動の発表の場を創出する取組を推進します。

- ・市民が芸術・文化活動を気軽に発信できる機運の醸成と、多様な創作・表現行為に対して分け隔てなく受け入れる体制や意識啓発を図っていきます。
- ・公共空間などにおいて市民が気兼ねなく芸術・文化活動に取り組むことができる環境整備を推進します。

②芸術・文化に触れる機会の創出 【生涯学習課 社会教育・歴史博物館】

- ・音楽・演劇など本物の芸術・文化に触れる機会を提供するため、県や近隣都市の公演情報を積極的に提供していくとともに、既存の市内施設においてミニコンサートや作品展などの開催を検討します。
- ・市民が優れた芸術・文化を体験・鑑賞する機会を創出するため、県立美術館や博物館等の情報の収集に努め、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用して情報を提供します。